

2019年5月30日

第2回食品添加物表示制度に関する検討会 ヒアリング資料

生活クラブ事業連合生活協同組合連合会 理事

生活クラブ生活協同組合(神奈川) 理事長

藤田ほのみ

1. 生活クラブの紹介

1) 生活クラブについて

- ・「Think & Act データブック 2018」(別冊)

2) 添加物の使用と表示について

- ・「生活クラブの消費材 10 原則」について (別紙①/2018 年度版「自主基準書」 3~4 頁)
 - 第1原則 安全性を追求します
食品添加物や農薬の使用を限りなく削減するとともに、独自の放射能検査を実施することで食品の安全を確かなものにします。(以下略)
 - 第5原則 素材本来の味を大切にします
人工的に精製された化学調味料には頼らず、素材本来の味を大切にします。(以下略)
- ・「持続可能な生産と消費」推進制度の仕組みについて (同 5 頁)
- ・自主基準の概要<抜粋> (同 6~7 頁)
- ・加工食品基準<基本姿勢> (同 65 頁)
 - 3. 食品添加物など化学物質は使用しないことを原則とします。使用の場合はより安全性が高いと判断したものを使用し、情報開示を原則とします。
- ・許容している食品添加物は 85 品目 (別冊/「Think & Act データブック 2018」 2 頁)

2. ヒアリング質問項目への回答

ヒアリング項目	意見	生活クラブの取組み
(1)現在の食品添加物の表示について		
<p>①商品購入の際に役に立っているか。</p> <p>②食品添加物表示の優先度(期限表示や保存の方法の表示と比べて)</p> <p>③見やすさ、分かりやすさはどうか。</p> <p>④商品を選択する上で情報量として十分か(添加物について具体的にどのような情報があればよいか。)</p> <p>⑤文字の大きさは十分か。</p> <p>⑥消費者にとって見やすい、分かりやすい表示とはどのように考えているか。</p> <p>⑨表示以外の媒体を使用することについてどのような意見をおもちか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品添加物表示は、商品購入時の選択のための基礎情報となるもので、期限表示や保存の方法と同様に重要と考えます。消費者側の視点に立って、選択できる表示制度にしていくことが重要と考えます。 ・ 現在の表示は、食品添加物を区分表示することで、見やすく、わかりやすくなった。 ・ しかし、一括名表示が多いなど例外が多く、不十分。一括名表示を減らし、物質名表示の原則をより徹底すべき。 ・ 一括表示欄の義務表示項目を削減する案には反対。 ・ 包材表示以外の媒体を使用する案には反対。商品購入時に必要な情報であり、個々の品物について店頭でそれぞれウェブサイトを検索するのは非現実的。 ・ 義務表示項目の増加や文字の最低ポイント数を上げることによって一括表示欄の面積が大きくなることは必然。その分、コマースに当たる任意表示スペースを減らせばよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 香料を除き、物質名表示または用途名併記の物質名表示が基本。 ・ 市販品に比べ食品添加物の使用が少ないので、一括表示欄の記載文字数も相対的に少ない。 ・ 申込用カタログとウェブサイト(ネット注文)でも、原則として包材の一括表示欄と同じ情報を掲載している。
<p>⑦食品添加物が国に認められたものだけ使用されていることを理解しているか。</p> <p>⑧食品添加物が国に認められたものが使用されていることの消費者理解が消費者庁のアンケート結果で低いことについて、消費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物質名表示の原則をより徹底することこそ、最大の「普及啓発」と考える。食品添加物の一括名表示は、食品添加物についての消費者の理解の妨げ(“寄らしむべし、知らしむべからず”というマイナス効果)とな 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ウェブサイトで啓発ツールを開示。 ・ 一例 <ul style="list-style-type: none"> ➤ ブックレット『知っててよかった！添加物のはなし』 https://seikatsuclub.coop/90ex/ebook/foodadditive/index.html

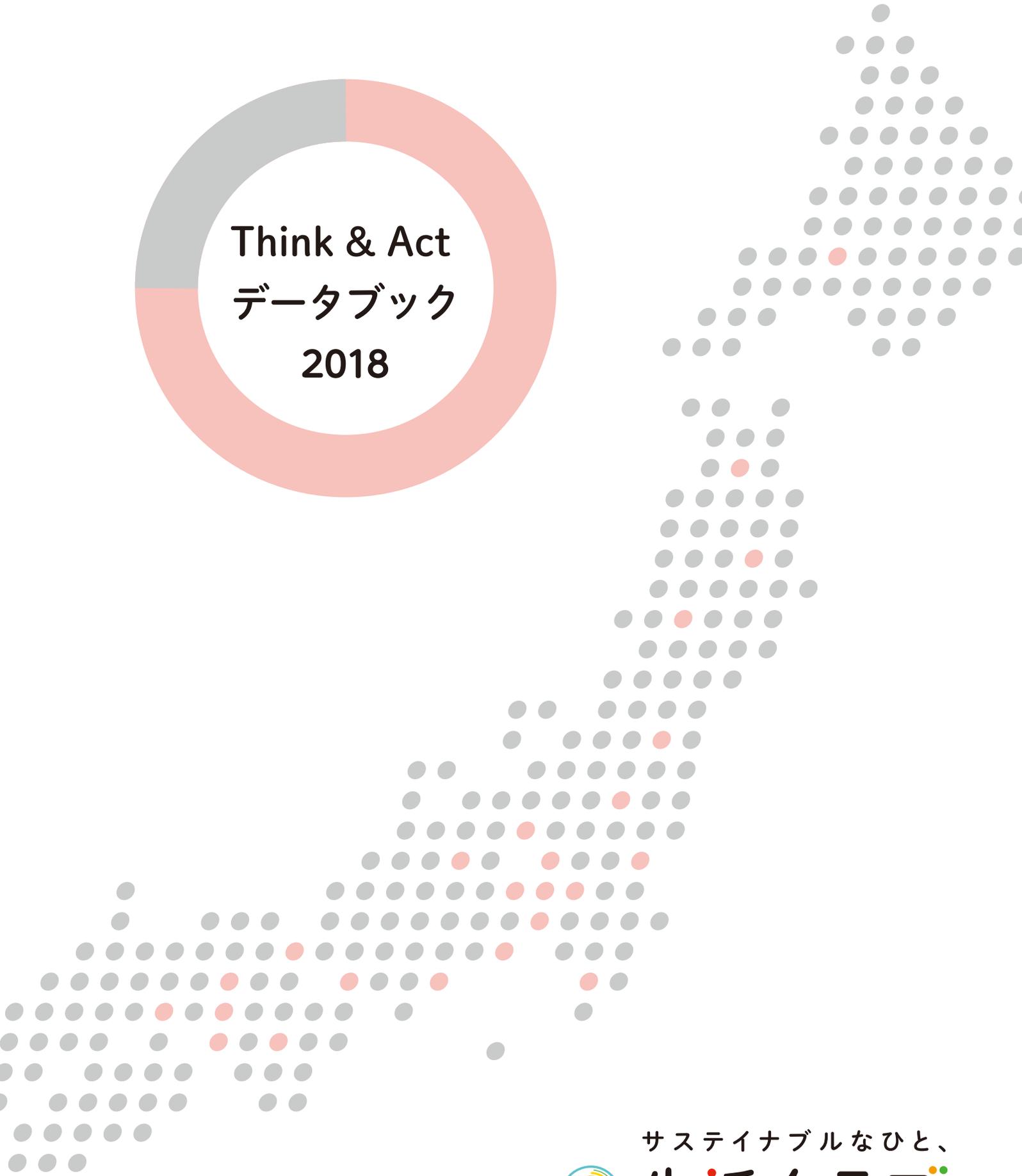
<p>者としてどのように考えるか。また、行政等による表示も含めた食品添加物の普及啓発は十分と考えるか。</p>	<p>っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「国に認められた」が、「安全性が評価された」とイコールではない。添加物規制行政の経過に照らすと、漠然とした不安感・不信感が拭えていないのではないか。 ➤ 「安全性が評価されたもの」が後に使用禁止になった事例。(例: 既存添加物のアカネ色素) ➤ 「広く使用されて長い食経験のあるもの」(既存添加物)の安全性評価が未了。 ➤ 食品成分や複数添加物の相乗効果(食べ合わせリスク)がほぼ未検証。 ➤ 乳幼児・児童の体重を ADI に乗じて算出した乳幼児・児童向け「一人当たりの一日摂取許容量」が啓発されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ えほん『生活提案 ちゃんと知ってる？ 添加物のはなし』 https://seikatsuclub.coop/90ex/ebook/shitteru/index.html ➤ 「要注意食品添加物リスト12」 https://seikatsuclub.coop/excludes/rengou/img/activity/food/pdf/additive12.pdf
---	---	--

(2) 食品添加物を使用していない、いわゆる無添加の表示について

<p>①無添加の表示は商品購入の参考として役に立っているか。</p> <p>③仮に無添加の表示がなくなったら商品の購入に支障をきたすか。</p> <p>④無添加の表示は分かりやすいか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無添加表示は、優良誤認(食品添加物一切不使用と誤認)を招く表示例が多いので、不要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無添加表示は行なっていない。
--	---	--

(3) 添加物表示について消費者庁への要望

- ・ アレルギー対策などの点から、外食産業や対面販売などについても、原料表示(食品添加物表示に限らず)をルール化すべき。
- ・ 生鮮食品について、個別的義務表示の継続を望む。



サステイナブルなひと、

生活クラブ

生活宣言

(ブランド・ステイトメント)

生活することは、消費することです。

“なにを”“どのように”消費するか、という選択は、

そのまま、「どんな未来にしたいか」

「次の世代へ何を手渡したいか」へとつながっていきます。

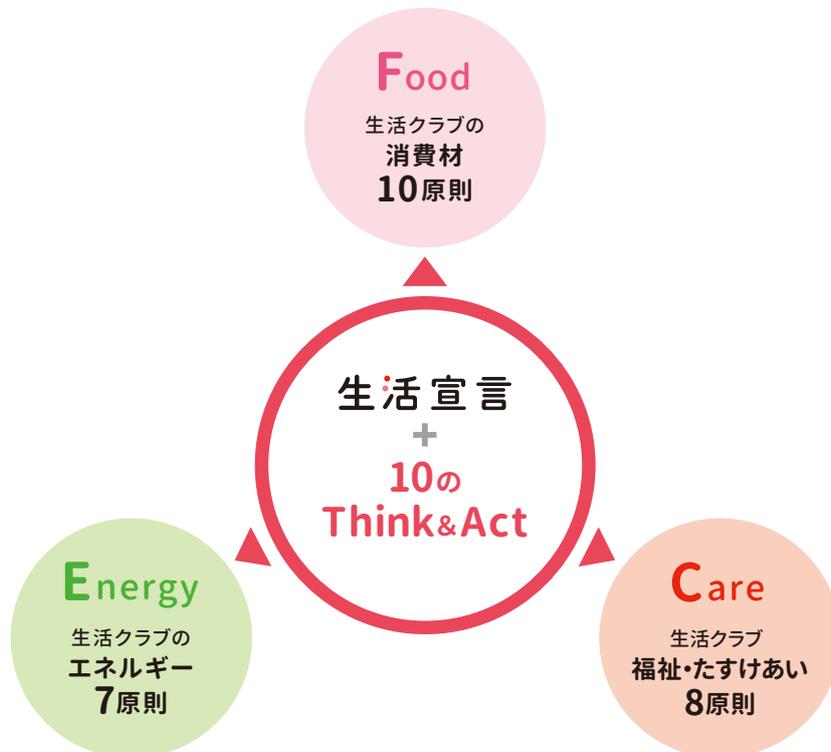
私たちは、自然と共生し、**食べもの (Food)**、**エネルギー (Energy)**、

福祉 (Care) をできる限り自給・循環させる

「サステイナブル(持続可能)な生き方」を選びます。

いまを生きるいのちと次世代のいのちを、

おなじように大切に考えて、すべての活動を行います。





このデータブックでは「生活宣言と10のThink&Act」に沿って主に2017年度の活動をまとめています。
10のThink&Actは、生活クラブのブランド戦略やFEC自給ネットワーク構想を踏まえ、生活クラブ原則
「安全・健康・環境」をベースにして作りあげた、生活クラブにかかわるすべての人びとの行動原則です。

Contents

10のThink&Act

01:食の安全にこだわります。	2
● 食品添加物 ● 農薬の削減 ● 放射能対策	
02:健康な食べ方を大切にします。	3
● ビオサポ	
03:国内自給力アップをめざします。	4
● 国産比率 ● 飼料用米	
04:遺伝子組み換え作物を認めません。	5
● GM対策	
05:有害物質ゼロをめざします。	6
● 無添加包材 ● せっけん	
06:自然資源を大切に使います。	7
● CO ₂ 削減 ● 節電	
07:ごみの削減に取り組みます。	8
● ごみ削減	
08:原発のない社会をめざします。	9
● つかう ● つくる	
09:おたがいにたすけあう社会をめざします。	10・11
● エコロ制度 ● 共済制度 ● 共済事業 ● 福祉事業 ● 復興支援	
10:自分たちで決めて、自分たちで行動します。	12
● 独自の基準 ● 生産者交流会	
データページ 数字で見る動向と推移	13-15
● DATA1 数字で見る共同購入事業の動向と推移 ○ 組合員数の推移(業態別) ○ 供給高・供給実績(業態別) ○ 出資金推移	
● DATA2 2017年度生活クラブグループの福祉事業の規模とひろがり ○ 事業所数 ○ 利用登録者 ○ 働くメンバー ○ 事業高	
SDGs(持続可能な開発目標)は未来への約束	16-17

生活クラブでは、今までの活動のあり方をSDGsに当てはめて議論を始めています。各ページには、それぞれのテーマに合ったSDGsの項目をマークで表しました。
⇒詳しくはP16、P17へ



01

生産から廃棄まですべての過程において、添加物や残留農薬をできる限り減らすなど、安全性にこだわります。また、徹底した放射能検査を実施します。健康や環境に与える影響についての情報を積極的に公開します。

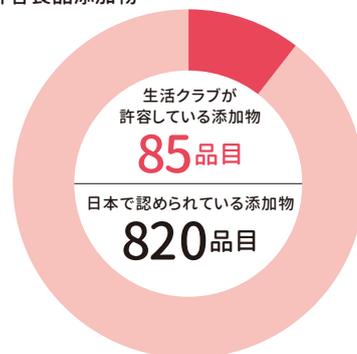
食品添加物

許容している食品添加物は85品目

生活クラブでは、「疑わしいものは使用しない」「不要なものは使用しない」「使用したものはすべて公開する」を原則に、食品添加物を減らしてきました。国が使用を認めた食品添加物820品目のうち、生活クラブはわずか85品目にまで削減しています。

※日本で使用が認められている食品添加物は製造、輸入、使用、販売等の規制対象(指定対象)となる「指定添加物」「既存添加物」と、指定対象外の「天然香料」「一般飲食物添加物」に分類されています。

・許容食品添加物



2018年7月3日現在

農薬の削減

毎年すすむ農薬の削減

生活クラブでは、残留農薬は国の基準の1/10未満を目標とするなど独自の厳しい農業基準を設けています。残留農薬検査を定期的に行い、毒性の強い農薬を「削減指定農薬」と位置づけて削減をすすめています。また、産地ごとの農薬削減の進捗状況を組合員と共有しています。これらの情報はすべて公開しています。

・残留農薬の基準目標



削減指定農薬

生産者と生活クラブが優先的に削減しようとしている農薬のことで、以下の性質があるものです。

- 国が毒物に指定した農薬
- 国が水質汚濁性農薬と指定した農薬
- 発がん性、および発がん性の疑いがある農薬
- ダイオキシン含有の報告がある農薬
- 環境ホルモン※の疑いがある農薬

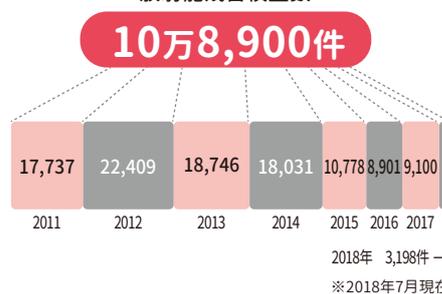
※環境ホルモン:環境中に放出された化学物質で、体内に入ってホルモン系の内分泌をかく乱する物質。ごく微量でも影響を及ぼす恐れがあり、「外因性内分泌かく乱物質」とも言われます。

放射能対策

3.11原発事故以来つづけてきた放射能検査は10万8,900件

生活クラブでは2011年3月11日の東京電力福島第一原発事故直後から徹底した食品の放射能残留検査を積み重ね、その実績をもとに独自の厳しい自主基準を設定しました。そして、検査実績を積み上げるとともに、検査環境の整備や検査スキルの向上など、毎年対策を進化させてきました。

・放射能残留検査数



・放射能基準値

(単位:ベクレル/kg)

生活クラブの放射能対策は基準値を半分以下に引き下げ

子育て世代が抱いている放射能汚染に対する不安にきちんと向き合い、高感度の放射能検査に対応するため、2016年度から基準値を引き下げるとともにゲルマニウム(Ge)半導体検出器を導入し、検査体制を拡充しました。

生活クラブの自主基準(2016年4月~)			
区分	検出下限目標値(4)	基準値	
「すくすくカタログ」掲載食品(乳児用食品含)※2016年6月供給から	1	不検出	
飲料水(1)・牛乳(原乳)・米	1	5	
鶏卵・鶏肉・豚肉・牛肉・乳製品(2)	2.5	10	
青果物(3)・魚介類・加工食品	6	25	
生椎茸	10	50	

(1)飲料水には、国の基準と同じ「緑茶」だけでなく、「紅茶」や「山草茶」などの茶類を含みます。
 (2)旧基準の「乳製品②」を「乳製品①」に結合し、新基準の「乳製品」とします。
 (3)新基準の「青果物」には、「生椎茸」を除く「きのこ類」を含みます。
 (4)検出下限値を目標としている理由は、測定する消費材の比重などにより、検査結果にバラつきが生じるためです。

バイオ
サポ

生活クラブの健康な食デザイン 「バイオサポ」を提案

生活クラブの健康な食デザイン「バイオサポ」は、健康でいきいきとした暮らしのために、安全性に配慮した食品を使い、栄養バランスのとれた食べ方を提案します。「生活クラブー食べるカタログ」やWEBサイトで、栄養バランスを考えた季節のレシピや食べ方、基礎的な調理技術のコツを掲載しています。

・レシピ提案の数



2017年度 年間で145レシピを紹介

バイオサポとは

生命を意味する「BIO」と「美を」をかけ、生命力にあふれた健康な食生活をサポートしていくという意味の生活クラブの造語です。



全国の生活クラブで バイオサポ学習会を58回開催

健康な食デザインを組合員が理解し日々の活動に役立てるために、各地域で学習会を開催しています。2017年度は合計58回開催。のべ1,184人の参加がありました。

※バイオサポ学習会には基礎講座とバイオサポーター養成講座の2種類があります。バイオサポ企画の開催やレシピ開発など、その後参加者のみなさんは、各地の生活クラブでさまざまに活動しています。



生活クラブ長野「バイオサポーター」が味噌レシピを開発

全国に広がるバイオサポーター

食べもの選びの大切さを基盤に、健康な食べ方を発信することができる組合員をバイオサポーターとして、各地域の仲間づくりや利用の呼びかけなどでその知識を活かしています。15単協で247名になりました。

・バイオサポーターの人数



(2018年1月末)

原料や飼料の国産割合を高めることにより“生命の産業”である「農業」「漁業」「畜産」を振興します。消費者と生産者が一体となって、国内自給力の向上を図り、食の自立・健康増進・地域環境の保全に取り組みます。

国産比率

1,048の加工食品が 国産原材料比率7割以上！

2017年度の調査により、加工食品1,419品目のうち、1,048品目が国産原材料を7割以上使用していることがわかっています。

※2017年度は容量が複数ある品目も1品目として登録しています。(1種類のみ品目も1品目と登録)

消費材とは

生活クラブでは、取り扱う食品や生活用品を、利益を得ることが目的の「商品」ではないという意味を込めて「消費材」と呼んでいます。

・加工食品の国産原材料の使用割合



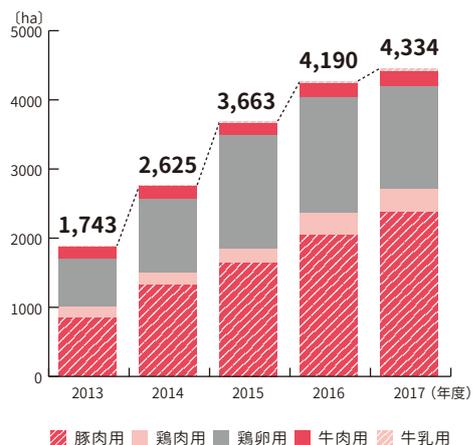
2017年度調査

飼料用米

飼料用米の作付面積は 前年比103%

国内で飼育されている豚や鶏などの飼料の9割以上は、輸入に頼っているのが現状です。生活クラブでは1997年、飼料でも自給力の向上をめざして、豚に与える飼料用の米や稲の生産を提携生産者とともにすすめ、2004年本格的に「飼料用米プロジェクト」がスタート。この先進的な取り組みは、新聞やテレビのマスコミにも取り上げられました。生産地域での横断的な協議の場を活用し、水田を中心とした耕畜連携を推進しています。2017年度の作付面積は前年比約103%、豚肉での給飼量が増えたため作付面積も拡大しました。

・飼料用米の作付面積



飼料用米の普及を進める提携生産者が表彰されました

豚肉の提携生産者(株)平田牧場が「飼料用米活用畜産物ブランド日本一」(主催:一般社団法人日本養豚協会)の「農林水産大臣賞」(最優秀賞)を受賞!そして、鶏肉の提携生産者(株)秋川牧園が使用する飼料用米生産農家が「飼料用米多収日本一」(主催:一般社団法人日本飼料用米振興協会、農林水産省)の「農林水産大臣賞」・「日本農業新聞賞」を受賞しました。



表彰式にかけつけた組合員と生産者のみなさん



企業による種子の独占を招き、また生物の多様性を破壊する遺伝子組み換え作物を認めません。食料、飼料、添加物においても取り扱いません。やむを得ず使用する場合は情報を公開します。



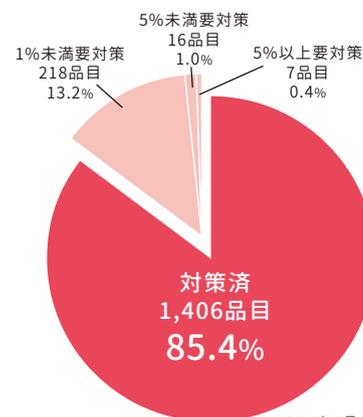
GM 対策

対象品目の85.4%、1,406品目の対策を終了

国が定めた表示制度ではGM(遺伝子組み換え)由来原料のごく一部しか表示の対象になりませんが、生活クラブでは、微量GM原材料(仕込み重量割合で5%未満)にいたるまで、生産者の協力を得ながら一つひとつ非GM原料に替える対策を実施してきました。加工度の高い惣菜や菓子類などのジャンルを中心に対策をすすめ、GM原材料が使われる可能性のある品目1,647品目のうち、1,406品目の対策を終えました。

※5%以上要対策のうち6品目は粉ミルクです。粉ミルクの独自開発は困難のため、主原料の原産国名やGM区分に関して情報開示をしているメーカーの製品を取り扱っています。

・GM対策状況



2018年3月末現在

カタログではマークで対策状況を開示

GM対策の状況は、対策済と要対策の2種類のマークを「食べるカタログ」やWeb注文システムで開示しています。



要対策品のほとんどは「1%未満要対策原材料」

2018年3月末現在、241品目が要対策になっていますが、このうち218品目は「1%未満要対策」です。たとえば酸化防止剤のビタミンEやビタミンC、香料の抽出に使われるアルコールなど特定の微量原料に限定しています。

・微量GM原材料の表示例：
カレールウ 甘口



※右記の表示例では、原材料名などの表示枠の直下に「仕込み重量割合で1%未満の酸化防止剤のビタミンEの原材料が課題」と明記しています。

原材料		
ショートニング(牛肉を含む)	フルーツチャツネ	デキストリン
小麦粉	ウスターソース(りんごを含む)	植物油脂
カレー粉	はちみつ	カラメル色素
食塩	ビーフエキス	乳化剤(レシチン)(大豆を含む)
砂糖	バナナペースト	香料抽出物
野菜粉末(たまねぎ、トマト)	チキンエキス	酸化防止剤(トコリエノール、VE)

2017年度もGMなたね自生調査を行ないました。

生活クラブでは2005年から毎年、GMなたねの自生調査や、製油所や地元の自治体への申し入れなど、自生の広がりを防ぐための活動を行なっています。2017年春には、20都道府県で496検体検査し、10検体がGMなたねであることが分かりました。



健康や環境をおびやかす有害物質の使用・放出を減らします。
有害物質ゼロへ向けて、継続的に活動していきます。

無添加 包材

食品の包材も化学物質の 無添加を追求

・添加物を可能な限り排除した
プラスチック・フィルムの使用量

生活クラブでは添加物を可能な限り排除した食品包装用の「無添加追求フィルム」を開発し、その使用をすすめてきました。また家庭で使用するラップフィルムも無添加のものを開発・使用し、包装材から食品へ化学物質が移染するのを防いでいます。包装用の無添加追求フィルムの使用量は、2017年度年間で約82トン、家庭用の無添加ポリエチレンラップの利用量は約52トン、合計134トンでした。



2017年度実績

無添加追求フィルム

一般的な食品包装用フィルムには、酸化防止剤、滑剤、着色剤、防曇剤など、様々な添加物が使用され、条件によっては食品に移行汚染してしまう危険性があります。しかし具体的にどの添加物が使われているかについては、ほとんど情報開示されていないのが実態です。

そこで生活クラブでは「限りなく無添加を追求した包装用フィルム」を開発し、切り替えをすすめてきました。その開発は、単層フィルムの米袋から始まり、その後、食品が触れるラミネートフィルムの最内層にも使えるようになりました。現在では173品目の包材に使用されています。

2018年3月末現在

せっけん

合成界面活性剤の排出を 140トン削減

・合成界面活性剤の年間削減量
(洗濯用と台所用洗剤)

生活クラブでは、合成界面活性剤でつくられる合成洗剤を使用しないでせっけんを使う運動をすすめています。組合員が家庭内で1年間に使ったせっけんの量から推定すると、一般的な合成洗剤を使っていたら排出されていたはずの合成界面活性剤を約140トン削減できたこととなります。

※下記を参照



2017年度実績

家庭から排出される有害化学物質の6割以上が合成洗剤の成分!

これは、家庭から排出される有害化学物質の排出推定量を調べた環境省のデータです。それによると、1位がAE、2位は防虫剤成分のジクロロベンゼン、3位がLAS、4位がAESでした。1位、3位、4位、6位はいずれも合成洗剤成分。なんと、家庭から排出される有害化学物質の64%が合成洗剤の成分というのが実態です。

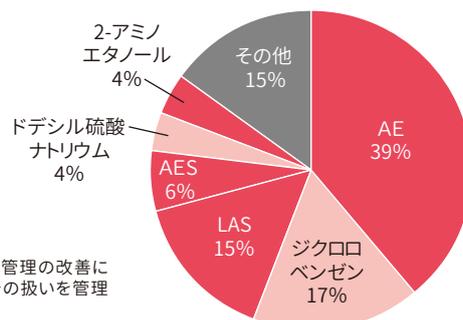
【グラフ内の正式名称】

AE(ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル)
LAS(直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩)
AES(ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム)

※PRTR法:1999年に公布された「特定化学物質の環境への排出量の把握等および管理の改善に関する法律」。有害で環境を汚染している化学物質462種を第1種指定し、企業にその扱いを管理し、排出した量を毎年届出することを原則義務付けています。

*環境省HP/PRTRインフォメーション広場「PRTRデータを読み解くための市民ガイドブック〜平成28年度集計結果から〜について」から作成

・家庭から排出されるPRTR法※第1種
指定化学物質の割合



2016年度実績(2018年9月18日公表)4万6千トン/年



水・土壌・森林といった再生可能な自然資源を持続的なかたちで使用します。
再生できない自然資源については、次世代につなげていけるよう、節減に取り組みます。

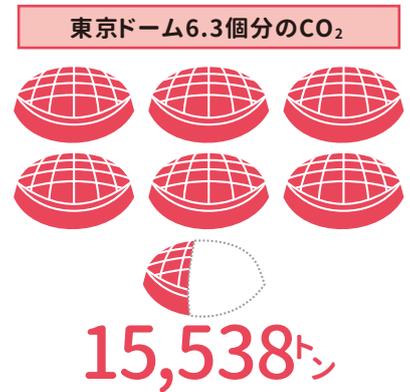


CO₂削減

生活クラブグループで 15,538トンのCO₂を削減

生活クラブグループは2020年度の生協事業におけるCO₂排出総量を、2007年度を基準として25%削減することをめざしています。2017年度は組合員活動(グリーンシステム)で2,433t、グループ全体の生協事業で3,833tのCO₂を削減しました。創エネルギーでは、9,272t-CO₂分の電気を再生可能エネルギーで発電しました。合計1万5,538t-CO₂の容積は、東京ドームの6.3個分の大きさと同じです。

・生活クラブグループのCO₂削減量

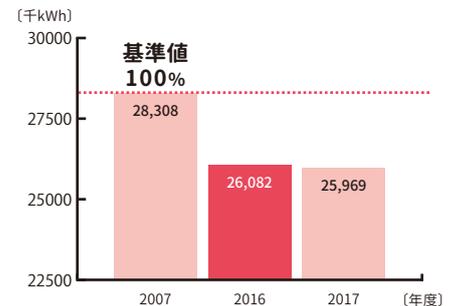


節電

グループ全体での節電で電気使用 量基準年度比91.7%を実現

上記のCO₂削減計画にもとづき、東京電力福島第一原発事故を契機にグループ全体で節電対策を強化しています。2017年度は前年度に比べて99.6%と、ほぼ前年並みで、事業高あたりのCO₂排出量も14.5t-CO₂/億円とほぼ前年並みとなっています。

・生活クラブグループの電気総使用量の推移



2017年度に生活クラブグループ全体で購入した二次エネルギーのコストは、約13.6億円でした。基準年(2007年度)の16.0億円に比べて、2.3億円も節約することができました。

※二次エネルギーとは一次エネルギー(石油や石炭、天然ガス・原子力・水力など自然から取れたままのエネルギー)を変換・加工した電気・都市ガス・ガソリンなどのことです。

省エネ講座

省エネ講座は、省エネ活動をゲームや工作などを通して楽しく学ぶとともに、その背景にある地球温暖化やエネルギーの問題について理解することを目的として開催しています。2017年度は各地域で62企画が開催され、約900名の組合員が参加しました。



生活クラブ埼玉
親子工作「ペットボトルでつくるミニ風車」の様子

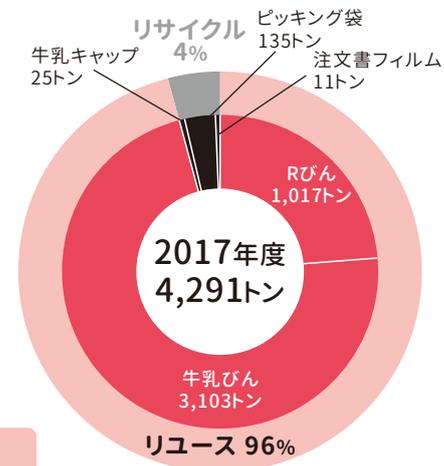
省資源・リユース・リサイクルを通じて、ごみの削減に取り組みます。
また、廃棄物の処分についても、より安全で信頼できる方法を選びます。

ごみ削減

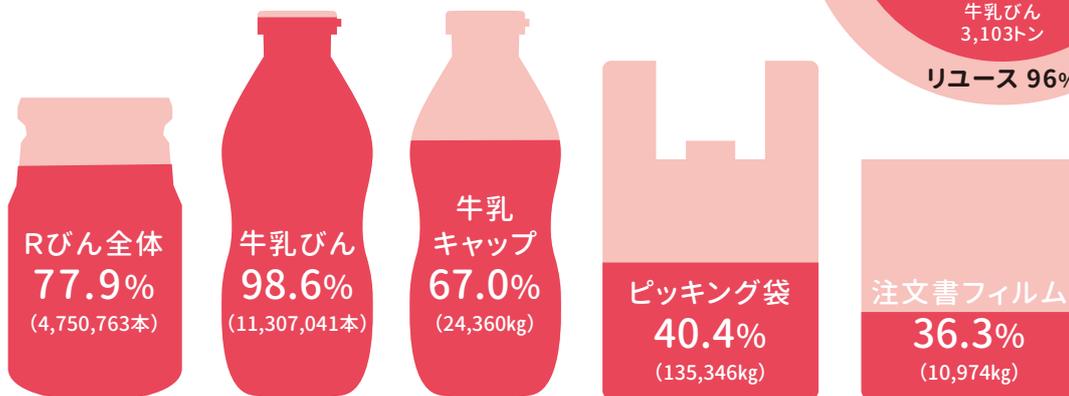
グリーンシステムで 4,291トンのごみを削減

生活クラブは2017年度にR(リユース)びんや牛乳びんのリユース回収で4,120トン、牛乳キャップやピッキング袋のリサイクル回収で171トンの合計4,291トンのごみを減らしました。2017年度1年間でリユースしたびんの総本数は1,605万7,804本におよびます。

・2017年度ごみ削減量

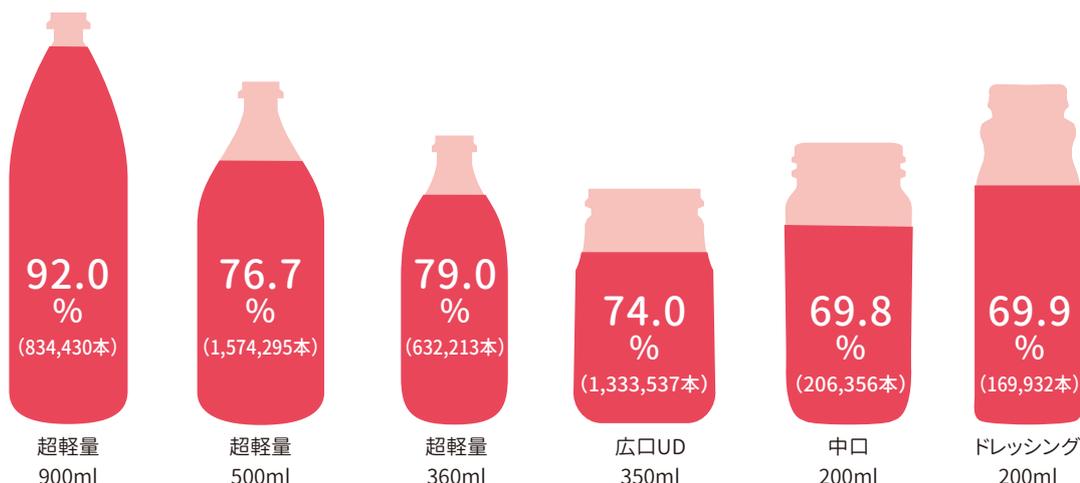


・2017年度 リユース/リサイクル回収率



2017年度実績

・Rびん種類別回収率



2017年度実績

グリーンシステムとRびん

GARBAGE REDUCTION FOR ECOLOGY AND EARTH'S NECESSITY の頭文字の略称で、地球生態系のためのごみ減量 (GREEN) システムという意味です。
生活クラブは1994年から容器包装ごみを減らすためにびん容器を数種類のRびんに統一し、回収・再使用を始めました。現在は用途に合わせた6種類のRびんを、67品目の消費材で使用しています。(2018年7月現在)。

第6回環境省グッドライフアワード
環境大臣賞受賞
地球生態系のためのごみ減量システム
「グリーンシステム」



長期的な視点を持ち、エネルギーのムダ使いを積極的に減らします。
消費者と生産者が力をあわせ、安全で持続可能なエネルギーの生産・流通に取り組みます。

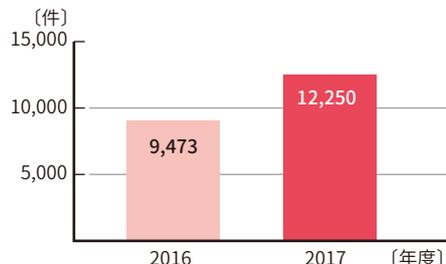
つかう

自然エネルギーを使う人がさらに広がりました

2016年4月より電力の小売が全面自由化され、電力会社を自由に選べるようになりました。2017年度末の生活クラブでんき※の契約は、12,250人になりました。

※生活クラブでんき：生活クラブは㈱生活クラブエナジーを設立し、自然エネルギーを中心の電気を共同購入しています。

・「生活クラブでんき」を契約した組合員数の推移



・生活クラブでんきの自然エネルギー発電所

- 風力
- 太陽光
- バイオマス
- 小水力

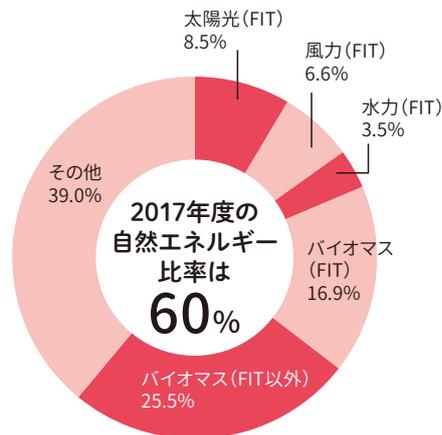
※バイオマスは、㈱生活クラブエナジーが提携する事業者から購入して供給しています。

※各発電所のアイコンは都道府県ごとに表示

全国で60か所
(2018年8月現在)



・2017年度 生活クラブでんきのエネルギーの内訳



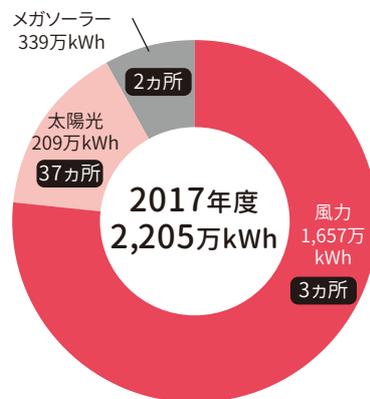
つくる

エネルギーの自給に取り組んでいます。

生活クラブでは、生活に欠かせないエネルギーを市民の手に取り戻すため、自分たちの電気を自分たちでつくり自治する「エネルギーの自給」にチャレンジしています。

2017年度、生活クラブはグループ全体で22,057,873kWhのエネルギーを生産しました。発電設備の容量は11,016kWhでした。

・2017年度 自然エネルギーでの発電実績



①生活クラブ風車「夢風」
②生活クラブソーラー群馬発電所
③生活クラブ飯能デリバリーセンター発電所



地域の中で安心して子育てや介護ができる仕組みづくりに取り組みます。
おたがいにたすけあい、学びあい、支えあう活動をひろげます。

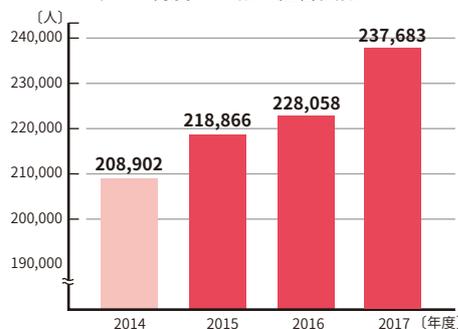


エコロ制度

ひろがる組合員どうしのたすけあい

「エコロ制度」は生活クラブ独自のたすけあいの仕組みです。制度内容は各地の生活クラブによって異なりますが、組合員どうしが「お互いさま」の気持ちでたすけあうという趣旨は共通です。現在15地域の生活クラブで実施されています。

・エコロ制度への加入組合員数



エコロマーク

エコロのマークには、困った時に手を差しのべてたすけあうという想いが込められています。一見かわいいウサギに見えますが、逆さにしてみると両手が図案化されています。

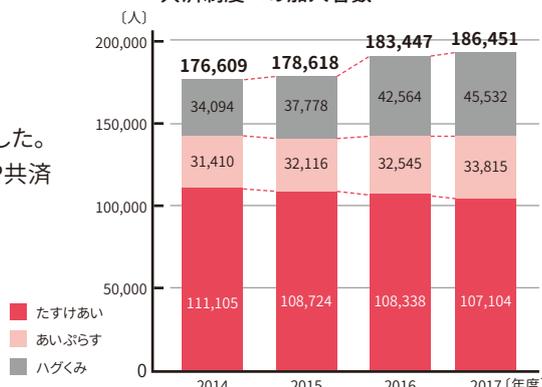


共済制度

ふえる加入者 生活クラブ共済ハグくみ

生活クラブ共済ハグくみは2017年度に加入者が4.5万人を超えました。《たすけあい》と《あいぶらす》は全国の生協組合員でつくるCO・OP共済で、手厚い経済保障が特徴です。

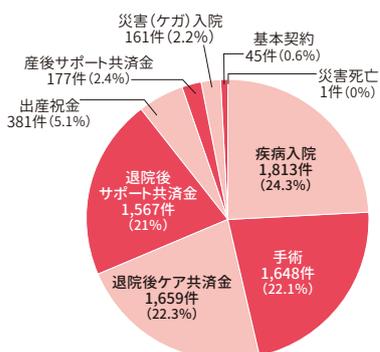
・共済制度への加入者数



共済事業

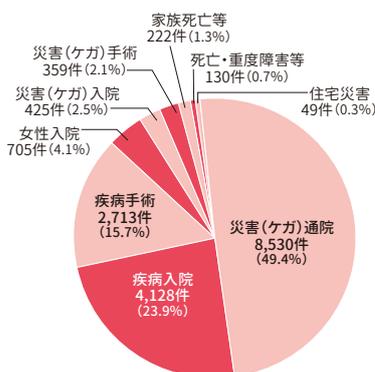
2017年度共済事業の概況

・生活クラブ共済ハグくみ
2017年度事由別支払件数
(※神奈川元受分と共済連元受分の合算)



支払件数 7,452件
支払共済金額 176,178千円

・CO・OP共済《たすけあい》
2017年度事由別支払件数



支払件数 17,273件
支払共済金額 643,728千円

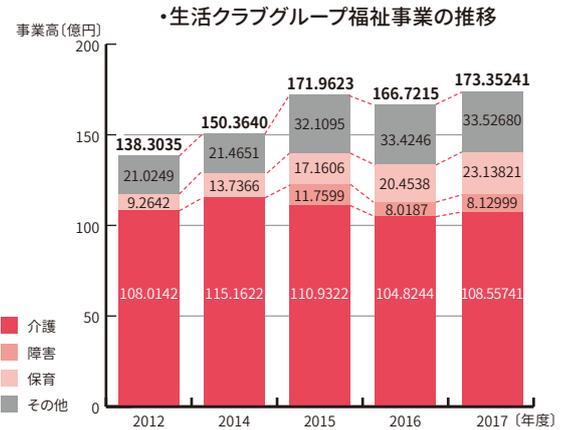
・生活クラブ共済連2017年度決算

経常収益(共済掛金、手数料等)A	1,755,340千円
経常費用(支払共済金、人件費、物件費等)B	1,261,370千円
経常剰余金=A-B	493,969千円
当期剰余金	412,051千円
当期未処分剰余金	504,065千円

生活クラブグループの福祉事業の規模は173億円

各地の生活クラブは自ら介護や保育の事業を行ったり、社会福祉法人やNPO法人を設立して地域に根ざした福祉事業を実践しています。生活クラブグループの福祉事業の総事業高は173億円におよび、ひとつの法人グループとしては日本でも屈指の規模となっています。

⇒事業内容ごとの2017年度実績は15ページをご覧ください。



生活クラブ共済連は第7回総会で「福祉・たすけあい8原則」を定めました

急速に進む少子高齢化社会、深刻な所得・世代・地域などの格差、私たちを取り巻く環境はますますきびしさを増しています。生活クラブはさまざまな福祉活動を展開し、子どもから高齢者まで誰もがのびのびと暮らすことができるコミュニティづくりに進め、市民参加の福祉機能を作ってきました。

第7回通常総会では、こうした状況の中、第6次連合事業中期計画にもとづき「たすけあい・共済（保険）・福祉政策」を推進していくために、会員単協・運動グループ・生活クラブ連合会・生活クラブ共済連が力を合わせ、グループ戦略としての福祉の機能づくりをすすめて、内外に広げること提案しました。

そして、多くの人と人をつなぎ、ゆたかな人の関係に支えられた「福祉の自給ネットワークづくり」をめざすために、「生活クラブ 福祉・たすけあい8原則」を定めました。

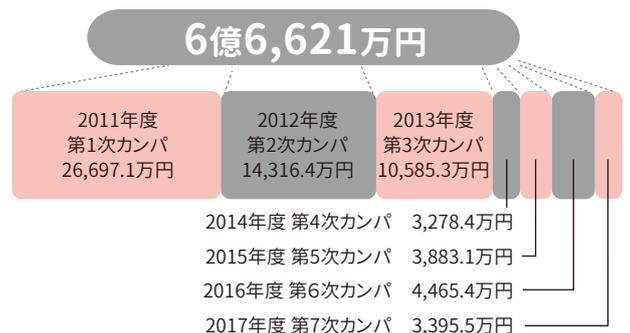
生活クラブ福祉・たすけあい8原則

- 1: 多様性** 一人ひとりがちがいを認めあいながら、対等につながり、よろこびを分かち合える社会をめざします。
- 2: 尊厳の尊重** 生まれた時から最期の日まで、誰もがその人らしく安心して暮らせる地域をつくります。
- 3: 参加型社会** 子育て、介護、社会的孤立を地域全体の課題と考え、お互いにたすけあう参加型のしくみをつくります。
- 4: 働きがいのある人間らしい仕事** 生活と仕事が調和し、社会をゆたかにする多様な働き方・働く場をつくります。
- 5: 居場所づくり・役割づくり** あらゆる人が、心おだやかに楽しく過ごせる居場所づくり・役割づくりをすすめます。
- 6: 子育て支援** 子どもが笑顔で暮らせるように、地域全体で、子ども支援・親支援に取り組みます。
- 7: 介護支援** 介護する人・受ける人がどちらも、安心して毎日を過ごせるようサポートします。
- 8: 社会的孤立への支援** 貧困と孤立を見過ごさず、寄り添い、伴走することで自立を後押しします。

組合員のカンパ活動で東日本大震災の復興支援

2011年度からの7次にわたるカンパでは、総額6億6,621万2,965円が組合員から寄せられました(2018年3月末現在)。震災が発生してから7年が経過しましたが、支援はまだまだ必要です。今後も活動継続のためカンパの呼びかけを行なっていきます。

・復興支援カンパの実績



保養活動

リフレッシュツアーはのべ1,429人が参加

リフレッシュツアーは2017年度までの7年間で、94企画が実施され、のべ446家族、1,429人が参加しました。2015年度からはツアーに招待するエリアを栃木県までひろげて、開催しています。

・リフレッシュツアー企画 開催数と累計参加者数

開催数
94
企画



生活クラブは一人ひとりが主役です。組合員に関わる情報は大きなことから小さなことまですべて公開・共有します。その情報をもとに、自分たち自身で考え、決め、実行します。

独自の
基準

生活クラブならではの 「消費材Step Up点検」を40回開催

生活クラブでは国の基準より厳しい独自基準を生産者と共に創り運営しています。

「消費材Step Up点検」は、組合員が生産現場を訪問し製造環境や工程を確認して、生活クラブの自主基準への到達点をチェックする活動です。点検結果は活動報告書に載せるとともに各地の生活クラブの機関紙で広報されています。2017年度は40企画が実施され、332人の組合員が参加しました。

※2017年度は「おおぜいの自主監査」として開催。2018年3月より「消費材Step Up点検」と名称を変更しました。



利用者の目線で製造現場をチェック

組合員が行なう「消費材Step Up点検」には、食品添加物や農薬の削減、せっけんの使用など、組合員一人ひとりのこだわりの目線が活かされます。また監査によって、消費材がつくられた背景や生産者の努力を知ることができ、組合員が共同購入に参加する意義を再認識する機会にもなっています。



2017年7月にタイハイ(株)で行われた生活クラブ(千葉)による胡麻ドレッシングの「現地点検」

生産者
交流会

さかんな生産者交流会 2017年度は 17万4,936人が参加

組合員が消費材の生産現場を訪問したり、生産者が各地の生活クラブを訪れて組合員と交流する生産者交流会がさかに行なわれています。組合員にとって生産者から直接情報を得られる、生産者交流会は貴重な機会です。

・2017年度生産者交流会開催実績(のべ数値)



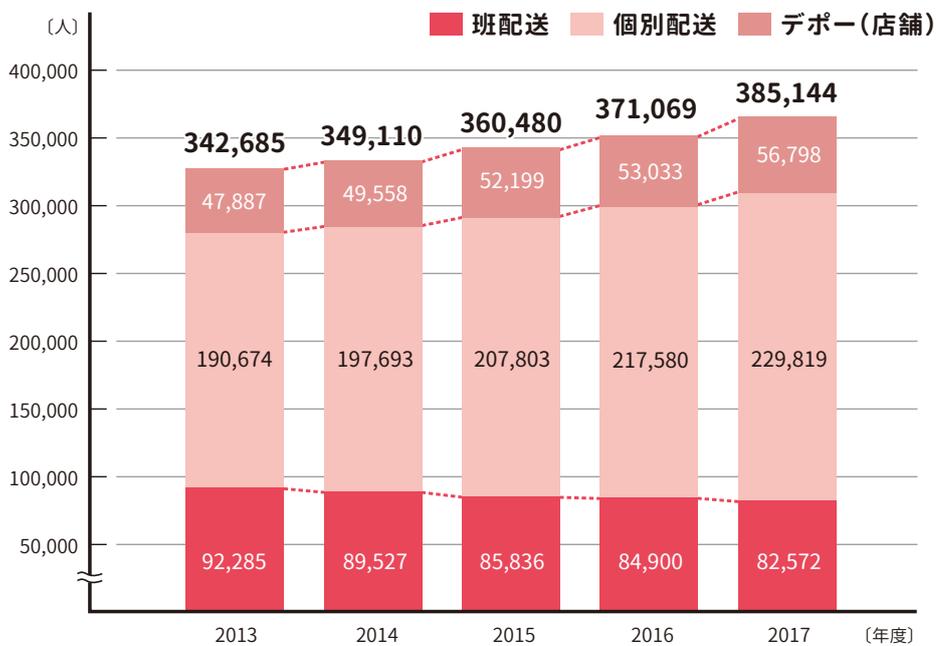
データページ

数字で見る動向と推移

生活クラブグループの全体像が見えるデータをまとめました。
2017年度の共同購入の利用者数・事業高・出資金の推移と、
福祉事業の利用者や事業高を掲載しています。

[DATA 1 数字で見る共同購入事業の動向と推移]

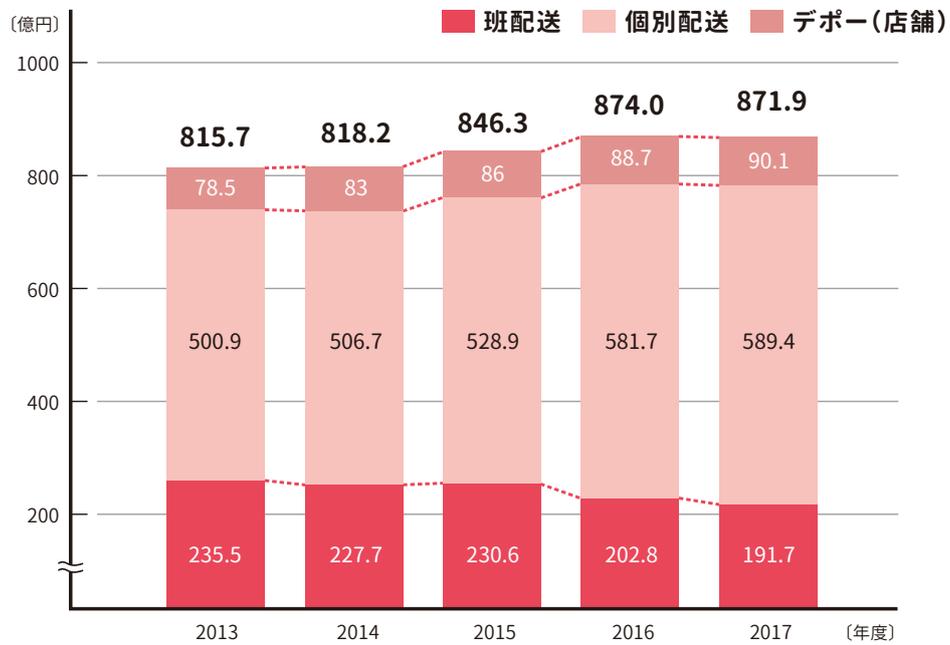
● 組合員数の推移(業態別)



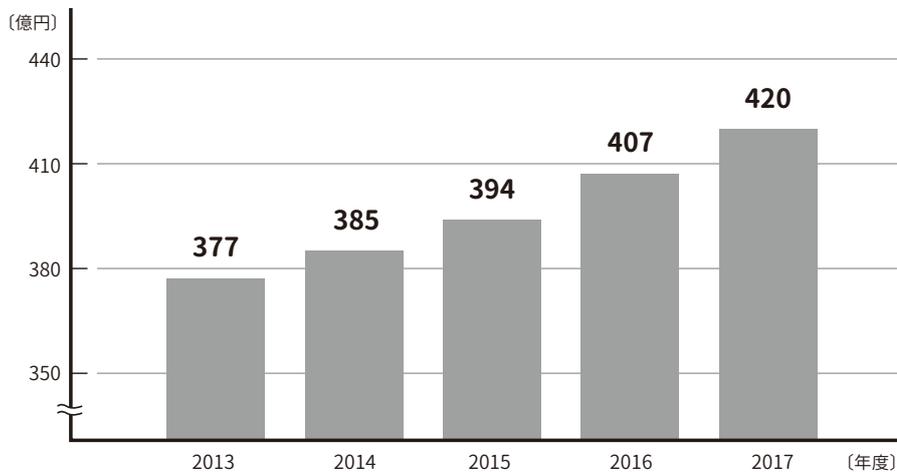
※業態別組合員人数について ■班：東京4単協、神奈川5単協、埼玉、千葉、長野、北海道、茨城、山梨、岩手、静岡、愛知、栃木、青森、やまがた、群馬、ふくしま、大阪、京都エル・コープ、奈良、滋賀、エスコープ大阪、都市生活。 ■個別配送：東京4単協、神奈川5単協、福祉クラブ、埼玉、千葉、長野、北海道、茨城、山梨、愛知、栃木、やまがた、ふくしま、大阪、京都エル・コープ、奈良、滋賀、エスコープ大阪、都市生活。 ■デポー(店舗)：東京4単協・神奈川5単協・千葉のデポー(店舗)と大阪・エスコープ大阪のミニ店舗。

[DATA 1 数字で見る共同購入事業の動向と推移]

● 供給高・供給実績(業態別)

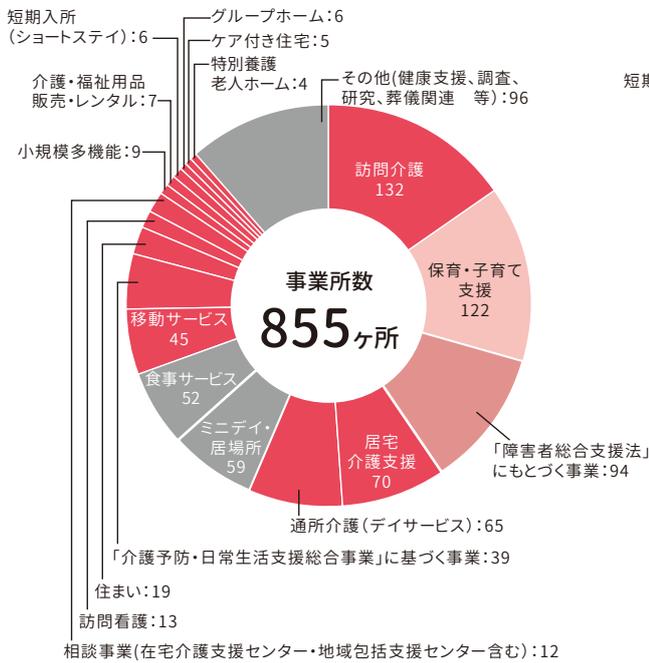


● 出資金推移

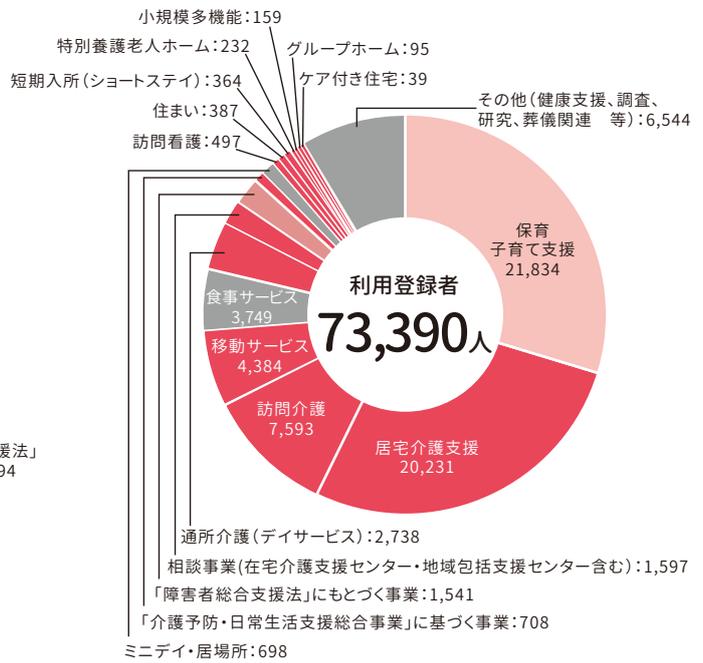


[DATA 2 2017年度生活クラブグループの福祉事業の規模とひろがり]

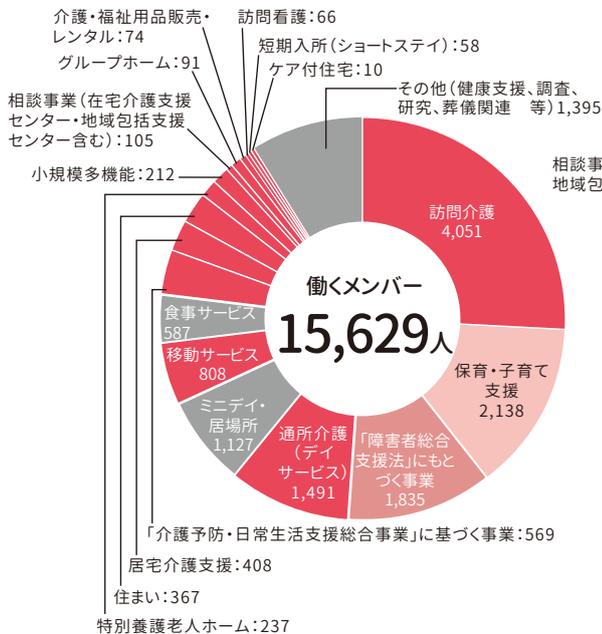
● 事業所数



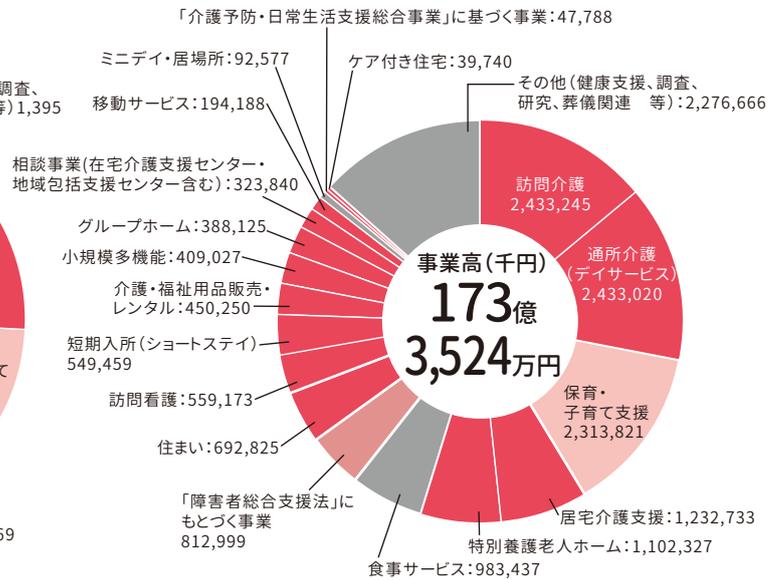
● 利用登録者



● 働くメンバー



● 事業高



■ 介護 ■ 障害 ■ 保育 ■ その他

SDGs(持続可能な開発目標)は、未来への約束

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



いま世界では、格差と貧困、高齢化や人口増加、生態系を維持できないほどの大量生産と消費、気候変動など、様々な困難な問題が立ちはだかっています。SDGs(エス・ディー・ジーズ)は、この人間活動を主な原因とする諸問題を前にこれらの問題を根本的に解決することを目指した、世界共通の目標です。国際社会全体が、発展途上国のみならず先進国自身が取り組む普遍的なものとして位置付けています。生活クラブにおいてもSDGsの取り組みについての議論が始まっています。

2015年9月、国連は2030年までに世界が達成すべき17のゴール(目標)と169のターゲットからなる持続可能な開発目標(SDGs)を定めました。2016年5月、日本政府は「持続可能な開発目標推進本部」を立ち上げ、SDGsを推進しています。

目標 1

貧困をなくそう

あらゆる場所であらゆる形態の貧困を終わらせる。

目標 2

飢餓をゼロに

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。

目標 3

健康

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。

目標 4

教育

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。

目標 5

ジェンダー

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行なう。

目標 6

水・衛生

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。

目標 7

エネルギー

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能で近代的エネルギーへのアクセスを確保する。

目標 8

経済成長と雇用

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。

目標 9

インフラ、産業化、イノベーション

強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進およびイノベーションの推進を図る。

目標 10

不平等をなくそう

各国内及び各国家間の不平等を是正する。

目標 11

持続可能な都市

包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。

目標 12

つくる責任、つかう責任

持続可能な生産消費形態を確保する。

目標 13

気象変動

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。

目標 14

海洋資源

持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。

目標 15

陸上資源

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。

目標 16

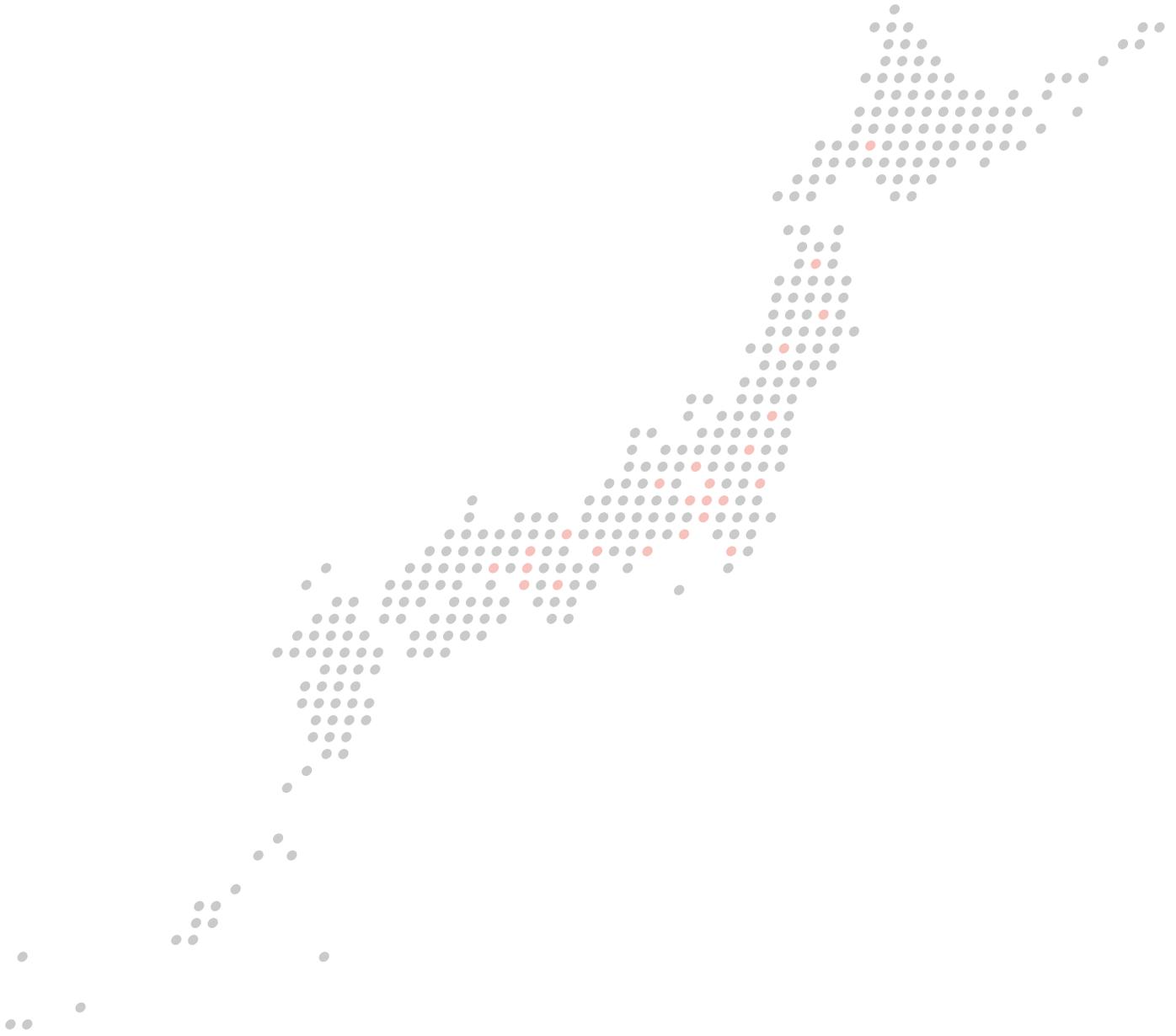
平和

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。

目標 17

実施手段

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。



生活クラブの消費材 10 原則

【前文】

私たち、生活クラブと生産者は、共に対等な立場で消費材*を開発し、その共同購入を通じて“健康で安心して暮らせる社会”の実現をめざします。

消費とは生命が生まれて死ぬまでの過程そのものであり、何をつくり出し、選び、利用するかという私たちの行動によって未来の命と環境のあり方が決まります。

だからこそ私たちは、原材料の調達から生産、流通、消費、廃棄に至るすべての過程で安全・健康・環境を最大限に尊重し、ここに「生活クラブの消費材 10 原則」を定めます。そして、関わるすべての人が主体的に参加する制度の下に、継続的に目に見える形でこの原則を追求します。

*生活クラブでは、取り扱う食品や生活用品を利潤追求が目的の「商品」ではなく、実際に使う人の立場にたった材であるという思いを込めて「消費材」と呼んでいます。消費材を通じて、生活の中にある課題の解決をめざしています。

第 1 原則 安全性を追求します

食品添加物や農薬の使用を限りなく削減するとともに、独自の放射能検査を実施することで食品の安全を確かなものとします。人体や食品に直接接触するものへの化学物質の使用についても安全性を追求します。

第 2 原則 遺伝子操作された原材料は受け入れません
生命の倫理に反し、企業による種の支配を招く“食べ物の遺伝子操作”に反対します。原材料だけでなく、飼料などにおいても遺伝子組み換えのものは使わないことを基本とします。

第 3 原則 国内の自給力を高めます

共同購入を通じて、生命の産業である農業・林業・漁業・畜産業の持続力を高めます。飼料や原材料についても国内自給力の向上をはかり、生産体系の持続性と食料の安定確保、地域の環境保全に尽力します。

第 4 原則 公正で責任ある原材料の調達をめざします
原材料の生産環境における生物多様性や、生産に従事する人々の人権に配慮した責任ある調達をめざします。また、外国産原材料・海外産品にもフェアトレードとトレーサビリティを追求します。

第 5 原則 素材本来の味を大切にします

人工的に精製された化学調味料には頼らず、素材本来の味を大切にします。そして、さまざまな食材をバランスよく食べる知恵や文化を共有し、健康で豊かな食を実現します。

付則

*この原則は、生活クラブグループの各団体及び提携生産者が、成果を評価しうる基準を伴った行動規範を確立するもので、各団体は原則を批准し、署名します。署名した団体は、自主的に生活クラブ諸基準と連動した基準を制定し、原則に則り事業活動を展開します。

*1997年6月24日施行。2018年6月25日全面改定。

第 6 原則 有害化学物質を削減します

“疑わしきは使わず”という予防原則に基づき、健康をおびやかす環境を破壊するおそれのある化学物質の使用を減らすとともに、環境への放出を削減します。

第 7 原則 3Rを推進し、さらなる資源循環をすすめます

消費材の生産、流通、消費段階での 3R(リデュース、リユース、リサイクル)を推進します。最終的に処分せざるをえない廃棄物を削減し、さらなる資源循環をめざします。

第 8 原則 温室効果ガスの排出削減をすすめます

消費材の生産から流通、消費、廃棄に至るすべての過程で排出する温室効果ガスについて、未来への責任を果たすべく、長期的な視野に立った数値目標をもって継続的に削減をすすめます。

第 9 原則 積極的に情報を開示します

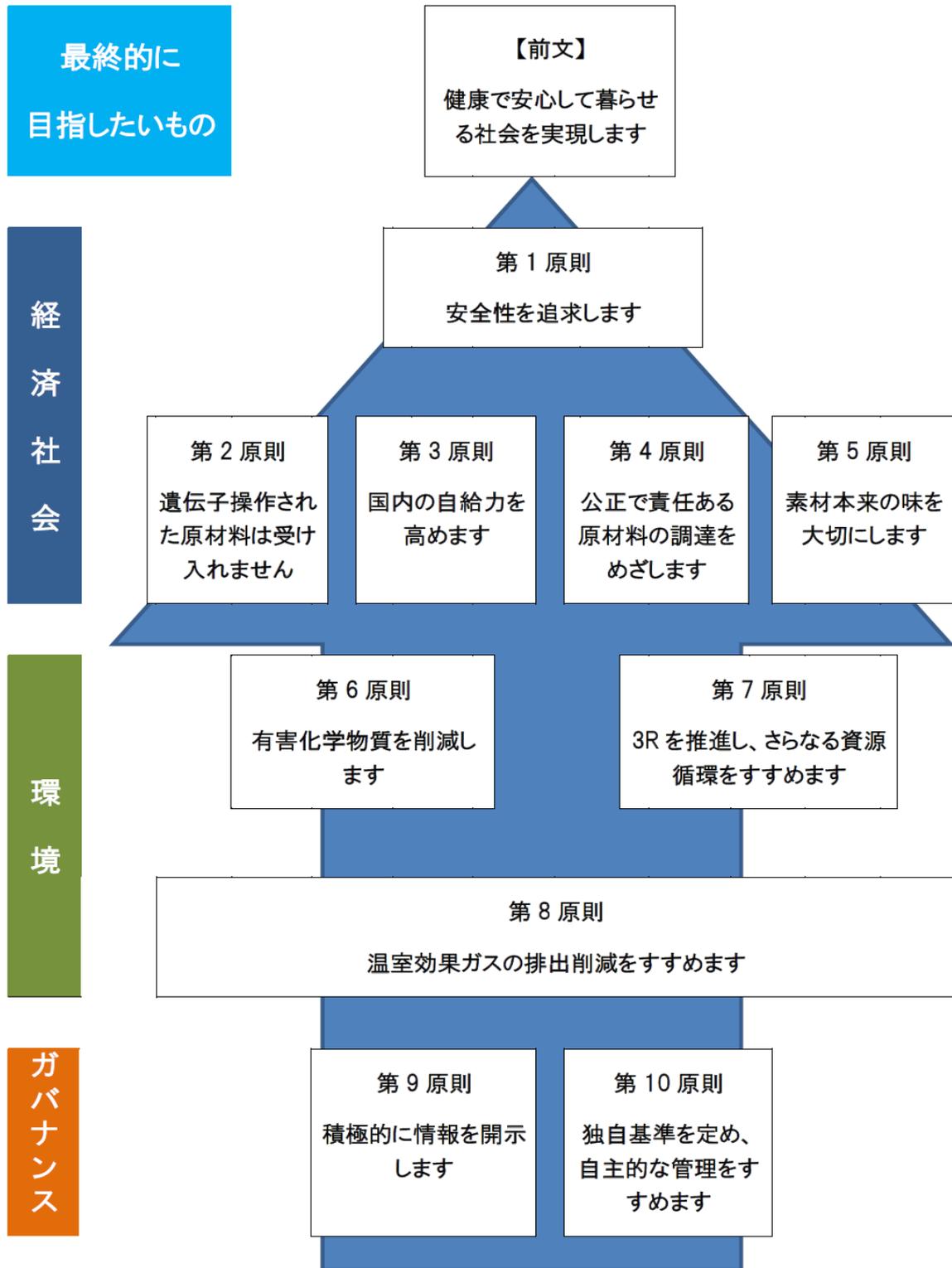
安全・健康・環境に影響を及ぼす情報については、たとえ不利益につながる情報であっても、積極的に開示します。

第 10 原則 独自基準を定め、自主的な管理をすすめます

原材料の調達から生産、流通の各段階で独自の基準を定めて、自主的な管理と点検をすすめます。そして、共に学び、高め合うことができる制度を継続・発展させます。

【「生活クラブの消費材10原則」の全体イメージ】

私たちは、すべての生命の基礎となる環境の保全に努め、その上に持続可能な経済社会を構築し、自主的なガバナンスで全体を統括することを通じて、最終的に「健康で安心して暮らせる社会」の実現をめざしています。



自主基準の概要

1. 分野別基準の構成

分野別の基準は、「基本姿勢」「基準項目一覧」「基準項目説明」で構成しています。

- 「基本姿勢」：自主基準への基本的な考え方を示しています。
- 「基準項目一覧」：基準項目の一覧表で、全体像が把握できます。
- 「基準項目説明」：個々の基準の内容説明が示されています。

2. 基準の区分とマーク・記号は以下の3種類あります。

基準は、「推奨レベル」「標準規格」「要改善規格」の3種類で構成しています。

この3種類に対応した以下のマークを基準項目に付しています。



→「**推奨レベル**」：到達・実現していただきたいと、推奨する内容です。

また「消費材 Step Up 点検」の主な監査対象です。



→「**標準規格**」：消費材に求める規格仕様です。マークは標準(standard)を表しています。

適用対象：「推奨レベル」の限定的な適用対象と異なり、各分野に相当する全消費材に適用されます。「標準規格」に適合しなければ取組むことができません。



→「**要改善規格**」：これに該当する場合は、早期に対策を立て、改善することが求められます。

マークは、レベルアップを求める上向きの矢印です。

適用対象：「標準規格」と同様に、各分野に相当する全消費材に適用されます。

3. 生産者は、各自主基準の適合についてセルフチェックする「自主基準登録」を行います。

2015年度からアマゾンウェブサービスを利用し、＜WEB自主基準登録システム＞で行います。

① 既存品の年度更新登録(青果物を除く)

- 毎年、＜WEB自主基準登録システム＞から、生産者宛に一斉メールで生産者コードとログインパスワードが送られてきますので、専用画面からログインして登録作業をしてください。(<https://reg.scqc.info>)
- 「自主基準登録」「自主的努力項目」「基準検査登録」の各書式をダウンロードして必要事項を記載し、システムにアップロードして登録を行います。(該当する場合は、「外国産原材料調査票」も行います。) 詳しくは、WEB サイト上に掲示した「はじめにお読みください」をご参照ください。
- 通常の登録期間は、7～9月となっています。

② 新規品の登録(青果物を除く)

- 新規品は上記の登録期間に関係なく受け付けていますので、担当事務局にお問い合わせ下さい。

③ 青果物

- JA 全農首都圏青果センター(株)(戸田)が生産者の自主基準登録の窓口を担っています。
- 登録は、規格書セットの提出時に合わせて行なわれます。

4. 自主基準では網羅できない生産者の努力について、「自主的努力項目」として記載します。

以下は、生産者が「自主基準登録」をする際に記入する「自主的努力項目」についての生産者向けの説明内容です。項目の主旨をご理解ください。

<「自主的努力項目」の主旨>

消費材を様々な視点で評価し、その価値を高めていくことは大切なことです。しかし自主基準だけでは、材の特徴や生産者の努力、生産現場の状況を表現するには限界があります。

生産者自らがレベルアップのために取り組んでいる個別具体的な事例について、成果や生産者の姿勢を評価しようとするのが、この項目の設置目的です。

生産者が置かれている社会状況、現実の課題、生産条件の限界性などを組合員が学ぶ機会でもあり、共同購入を通じて課題解決や仕組みを創り変えていく活動の契機にもなります。

生産者は以下の三点に区分して「自主的努力項目」を表現してください。

1. これまでに努力してきたことや、生産条件の限界性など
2. 前年度に努力したことへの評価(成果や課題)
3. 上記の成果や課題につなげての今年度の努力目標、または今年度の新たな努力目標

5. 自主基準「標準規格・要改善規格」と消費材の取組に関する確認事項は、以下のとおりです。

以下は、「標準規格」、「要改善規格」基準に抵触する場合の対応や、社会的に新たに危険性が指摘されている物質の使用が判明した消費材(農業・畜産・漁業・加工食品・生活用品)の対応について定めたものです。なお、適用外とした消費材については次項に明記します。

<「標準規格」、「要改善規格」基準に抵触する場合の対応>

① 取組の可否の判断について

- ・ 既存品の場合は、「消費材の規格違反等に関わる事故処理対応マニュアル」等に基づいて、連合会関連部署(品質管理部・開発管理部等)が取組継続の可否を判断し実行する。
- ・ 報告を受けた連合消費委員会と連合理事会は下記②に則って必要な措置を講ずる。

② 機関会議での検討の進め方

■連合消費委員会

- A. 自主基準に抵触する事項が判明した場合は、使用の理由を明らかにすると同時に、代替するか除くかを決定する。代替や排除が困難と判断した場合は、その判断の根拠と安全性の評価データを揃えた上で、自主基準改定の是非について検討し決定した内容を連合理事会に提案する。
- B. 現在、加工食品基準など禁止物質に指定されている添加物を新たに許容に変更する場合は、安全性の評価データを揃えた上で個別消費材企画を決定し、自主基準改定について連合理事会に提案する。
- C. 自主管理部会の年間計画で検討を予定しない、法律の改定や生産者団体による基準の変更を受けての自主基準改定については、改定内容を確認(承認)し連合理事会に提案する。

■連合理事会

- ・ 自主基準改定を承認する。

<社会的に新たに危険性が指摘されている物質の使用が判明した場合の対応>

上記①の取り扱いに準ずる。

加工食品基準

<基本姿勢>

1. 主要原材料については国産の原材料を使用することを優先します。しかし、国産の使用が難しい場合にかぎり輸入原材料の使用を許容します。輸入原材料については民衆交易などを優先し、生産内容が明らかになることを推奨します。
2. 原材料の取扱いについては入荷保管から出荷まで原材料の特性にあった適切な品質管理を行ない、製品の安全性を第一にします。
3. 食品添加物など化学物質は使用しないことを原則とします。使用の場合はより安全性が高いと判断したものを使用し、情報開示を原則とします。
4. 原材料・食品添加物・キャリーオーバーおよび加工助剤・製造方法および各種検査結果については、原則的に全て開示します。(但し、製造方法のうち特許に関連する技術や原材料の配合割合等については、公開できない場合もあります)

【用語説明】

東京都福祉保健局「食品衛生の窓」より

キャリーオーバー

原則として、食品の原材料に使用された添加物についても表示する必要があります。

ただし、食品の原材料の製造又は加工の過程で使用され、その食品の製造過程では使用されないもので、最終食品に効果を発揮することができる量より明らかに少ない場合は、表示が免除されます*。

※添加物を含む原材料が原型のまま存在する場合や、着色料、甘味料等のように、添加物の効果が視覚、味覚等の五感に感知できる場合は、キャリーオーバーにはなりません。

例 1) 保存料の安息香酸を含むしょうゆでせんべいの味付けをした場合、この安息香酸は含有量が少なく、せんべいには効果を持たない。

→キャリーオーバーとなり、表示の必要はありません。

例 2) 着色料を使ったメロンソースをメロンアイスに使用した場合、最終製品にも色としての効果がある。

→キャリーオーバーとならず、表示が必要です。

例 3) 発色剤を使用したハムをポテトサラダに入れた場合、ハムはそのまま原型を止めている。

→キャリーオーバーとならず、表示が必要です。

加工助剤

食品の加工の際に添加されるもので、次の3つに該当する場合は表示が免除されます。

- ① 食品の完成前に除去されるもの 例) 油脂製造時の抽出溶剤であるヘキサン
- ② 最終的に食品に通常含まれる成分と同じになり、かつ、その分量を増加させるものではないもの 例) ビールの原料水の水質を調整するための炭酸マグネシウム
- ③ 最終的に食品中にごくわずかな量しか存在せず、その食品に影響を及ぼさないもの 例) 豆腐の製造工程中、大豆汁の消泡の目的で添加するシリコーン樹脂

食品添加物との向き合い方



どんな食品添加物を
避ければいいのか？
特に子どもに与えないほうが
いいものを教えて！

忙しい毎日、つつい便利に使いがちな加工食品。
いまや私たちの暮らしとは切り離せませんよね。でも、表示をみれば添加物がいっぱい。
やはり小さな子どもにはリスクが高い添加物を食べさせたくありません。
以下に、少なくともこれだけは要注意と考えられる添加物を挙げてみました。

亜硝酸ナトリウム	甘味料 アスパルテーム	安息香酸ナトリウム
カラメル色素	加工デンブ ^{※1}	グリシン
酵素	コチニール色素	タール系色素 ^{※2}
ナイシン	防かび剤	リン酸塩・重合リン酸塩

※1 ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンブ、ヒドロキシプロピルデンブ
※2 赤色2、赤色40、赤色102、黄色4、黄色5

亜硝酸ナトリウム

魚卵や食肉に含まれる「ミオグロビン」という物質と反応、製品の色をきれいなピンク色に変えます。このとき亜硝酸ナトリウムは「アミン」という物質にも反応。1級、2級、3級の三つのアミンのうち、2級アミン類と反応することで発がん性物質のニトロソアミンに変化します。

甘味料 アスパルテーム

甘さは砂糖の約200倍で、清涼飲料水やチョコレート、ダイエット甘味料などに使われます。アスパルテームにはアミノ酸の1種の「L-フェニルアラニン」が含まれ、この物質を代謝できないフェニルケトン尿症の子どもの摂取すると、脳に障害が起こる恐れがあります。このため「L-フェニルケトン化合物」と併記する注意喚起表示が求められます。さらにイタリア「セレーサ・マルトーニがん研究所」の動物実験(2005年)では、アスパルテームを与えたメスのラットの多くに白血病、リンパ腫の発生が認められました。

安息香酸ナトリウム

合成保存料の安息香酸ナトリウムは、細菌やカビなどの増殖を抑える働きがあり、糖分などの腐敗を防ぐために栄養ドリンクや炭酸飲料などに添加されます。ラットを使った実験では強い毒性が確認され、ビタミンCと反応して発がん物質の「ベンゼン」が生成される点も問題視されています。ベンゼンは、国際がん研究機関(IARC)が「ヒトに対する発がん性が認められる」とする物質。イギリスでは多量のベンゼンが検出されたソフトドリンク4製品が2006年に販売停止になりました。

カラメル色素

ソースや菓子類、炭酸飲料などの飲物に使われるカラメルにはカラメルI、カラメルII、カラメルIII、カラメルIVの4種類があり、カラメルIII、カラメルIVについては製造工程で発生した発がん性物質が含まれるとの指摘もあります。しかし、表示は「カラメル」のみ。これではどれが使われているか判断できません。

また、カラメル色素を使わず、「カラメルもどき」で着色した黒酢を製造販売するメーカーまで現れ、監督省庁からの指導を受けています。そんな「添加物もどき」は不純物の塊であり、どんな健康被害を生むかも未知数です。

生活クラブでは発がん性が疑われるとしてカラメルII～IVの3種類を禁止。【のみ許容しています】。

加工デンブ(ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンブ、ヒドロキシプロピルデンブ)

増粘剤、安定剤、乳化剤等として使われる加工デンブ。11品目が2007年に食品添加物に指定されました。食品安全委員会は「加工デンブの試験成績を評価した結果、発がん性、生殖発生毒性及び遺伝毒性を有しないと考えられる」としています。

しかし欧州連合(EU)では「ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンブ」と「ヒドロキシプロピルデンブ」について、その製造工程で使われるプロピレンオキシドの安全性情報が不足しているとし、乳幼児向け食品への使用を禁止。さらに離乳食に使用した場合の含有量を「0.5%以下」と定めています。

ところが、日本の食品安全委員会は厚生労働大臣への答申で「リスク管理機関は今後、乳幼児向け食品における加工デンプンの使用についてモニタリングを実施することを検討するべきである。また、プロピレンオキシドが残留する可能性のある加工デンプンについては、技術的に可能なレベルで、その低減化を図るよう留意するべきである」としたものの、1日摂取許容量は定める必要なしとしています。

すべての加工デンプンに発がん性が確認されているわけではありませんが、物質名を明らかにしない現行の一括表示では消費者がリスクを避けることができません。

生活クラブでは加工デンプンを許容していますが、前述の2種類は乳幼児向け食品(粉ミルク・離乳食・ベビーフード)への使用を禁止しています。

グリシン

日持ち向上剤としても使われるグリシンですが、塩分を感じにくくさせる「塩なれ効果」もあり、食塩の過剰摂取につながる危険性があります。この物質はコンビニエンスストアなどが販売する弁当やサンドウィッチなどに比較的多く使われる傾向にあります。

酵素

酵素は加熱などで働きが弱まり、洗浄などで除去されることもあります。このため食品が最終的に完成した段階で、その効果を発揮しないときは「加工助剤」と扱われ、表示義務はありません。逆に「酵素」と表示されていれば、目的とする効果が発揮されていることを意味します。

たとえば「グルコースオキシダーゼ」には殺菌効果がある過酸化水素を発生させる働きがあり、食品の日持ち向上目的でも使用されます。こうした酵素の長期毒性試験は行われていませんし、「酵素」と一括表示できるため、どんな酵素が使われているかを消費者は判断できません。情報開示を徹底しているメーカーの食品を選択しましょう。

生活クラブでは4種類のみ許容し、安全性の確認ができない66種類の酵素は不使用としています。

コチニール色素

コチニール色素を含む飲料と急性アレルギー反応に関する研究情報に基づき、消費者庁は2012年5月「コチニール色素を原因とするアレルギー症状」を公表。〈コチニール色素を含む化粧品の使用や食品の摂取により、かゆみなどの体調の変化を感じた場合は、すみやかに皮膚科やアレルギー科の専門医を受診してください。そして、コチニール色素が原因と疑われる場合には、コチニール色素を含む製品の使用や摂取を避けるようにしてください〉と消費者に注意を呼びかけました。

タール系色素(赤色40、赤色104、黄色4、黄色5)

欧州連合(EU)全域で2010年7月20日から、菓子などに「子どもの行動や注意力に有害な影響を与えるかもしれない」の警告表示がなされています。これは英国政府予算でサウサンプトン大学が実施した「子どもの行動に及ぼす人工着色料及び保存料の慢性及び急性影響」という研究成果に基づく措置。かねてからタール系色素については「子どもがきれる原因」との指摘があります。医学的な因果関係が100%証明されたわけではありませんが、EUは予防原則に則り、警告表示を実施しました。

以降、①黄色4号、②同5号、③キノリンイエロー、④アゾルピン、⑤赤色40号、⑥赤色104号を含む飲食品(アルコール飲料を除く)の6品目がEU域内で使用禁止に。なお、③と④は日本でも使用禁止になっています。

ナイシン

日本では、食肉製品やチーズ、ソース類、ドレッシング、マヨネーズなどに保存料として幅広く使われていますが、「安全性データが少ない」とする専門家もいます。また、多くの食品への使用を認めているのは日本だけで、EUはチーズ系製品にしか認めていません。さらに、国際機関の合同食品添加物会議(JECFA)や米国食品医薬品局(FDA)が定めた1日摂取許容量に比べ、日本のそれが高くなることも気がかりです。

防かび剤

もともとはオレンジやレモンなどの輸入柑橘類に、収穫後に散布される(ポストハーベスト)農薬です。OPP(オルトフェニルフェノール)、TBZ(チアベンダゾール)は、国内では農薬としての使用が認められないにもかかわらず、1970年代後半に厚生省(当時)が食品添加物に指定、イマザリルも92年に同様に扱い、使用を認めた添加物です。背景には米国からの強い働きかけがあったとされています。東京都立衛生研究所の動物実験でOPPには発がん性、TBZには催奇形性、イマザリルには繁殖と行動発達に異常が確認されています。

リン酸塩・重合リン酸塩

ハム・ソーセージの食感(歯ごたえ)や色合い(見た目)をよくするために使われます。この仲間には重合リン酸塩があります。高い濃度の重合リン酸塩を含む「高リン食」を与えた動物実験では腎石疾患の発症率が高まることを示した研究論文があり、リン酸塩についても、動物実験で腎臓の機能が低下するネフローゼ症候群の誘発が報告されました。

生活クラブでは練り製品や加工肉類からは排除しています。一部の消費材では製造上不可欠なため、用途を限定して許容しています。

○“外圧”が追い風?食品添加物指定

食のグローバル化は、食品添加物の規格基準の緩和にともなう指定添加物の増加をもたらします。その典型は輸入柑橘類に使われる防かび剤です。2011年から2013年にかけて同じような食品添加物が3品目指定されました。また2013年4月に厚生労働省は、指定外添加物の殺菌剤の「過酢酸製剤」を「海外で広く使用されている」として急ぎよ添加物に指定しようとしており、現在黙認されています。

この他にも、タール系色素の「赤色40号」や食塩の固化防止に使われる「フェロシアン化合物」などが添加物指定を受けています。食品衛生法では、日本で認可されていない食品添加物を含む食品は輸入できません。しかし、外国、とりわけ米国政府並びに食品メーカーは、食品規制を「非関税障壁」としてやり玉に挙げ、米国並みに食品添加物が自由に使えるようにすべきと訴えています。食品添加物についての日本の考え方は、「食品添加物の使用は極力制限する方向で措置すること」(1972年の食品衛生法改正時の衆参両院附帯決議)ですが、この有名無実化が環太平洋連携協定(TPP)参加で加速するのではないかと危惧されています。

衆議院農林水産委員会ニュース

平成 29. 3. 8 第 193 回国会第 3 号

3 月 8 日（水）、第 3 回の委員会が開かれました。

1 農林水産関係の基本施策に関する件

- ・山本農林水産大臣、松本内閣府副大臣、齋藤農林水産副大臣、馬場厚生労働大臣政務官、細田農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

(質疑者及び主な質疑内容)

宮路拓馬君(自民)

- ・特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法に基づき、これまでどのような対策が行われてきたのか。
- ・平成 29 年度から新たに実施される中山間地農業ルネッサンス事業については、どのような趣旨・内容の事業となるのか。
- ・我が国の今後の農業政策について、産業政策と地域政策の両面からどのように展開していくのか、農林水産大臣の考えを伺いたい。

真山祐一君(公明)

- ・農林水産省として、福島イノベーション・コースト構想にどのように取り組んでいくのか、農林水産大臣の考えを伺いたい。
- ・平成 29 年度に実施予定となっている福島県産農産物等流通実態調査において、水産物の取扱いはどうなっているのか。
- ・水産業共同利用施設復興整備事業において設定されている、被災地から仕入れ金額の 50%以上の原材料を調達するという要件を、現場の実態に即して見直すことはできないか。

岡本充功君(民進)

- ・農業分野における障害者雇用は、農業者にとっても障害者を知るための良い機会となることから、事業実施主体である農業者側だけでなく、雇用される障害者に対しても何らかの支援を行うべきではないのか。
- ・農林水産省が実施している農薬の使用状況の調査について、農薬の適正使用の在り方から見て、調査方法の見直しを行うべきではないのか。
- ・現在の獣医師の数について、農林水産省としては足りているという認識なのか。

小山展弘君(民進)

- ・農林水産省として、食育推進協議会の活動をどのように評価しているのか。また、予算確保や自治体への指導など、今後の対策・政策について、農林水産大臣はどのように考えているのか。
- ・防潮堤の建設に当たり問題となる海岸防風保安林の取扱いについて、農林水産省としてどのように考えているのか。
- ・国家戦略特区における外国人派遣労働者の農業就労が日本農業に与える影響について、農林水産大臣はどのように考えているのか。

足立康史君(維新)

- ・東京都が豊洲新市場について法令や条例を上回る地下水基準を定めていることに対して、卸売市場法及び土壤汚染対策法の観点から農林水産省及び環境省はどのように考えているのか。
- ・卸売市場法において、食の安全・安心の観点から土壌や地下水の汚染はどのように評価されるのか。
- ・東京都における豊洲新市場の土地利用履歴の取扱いについて農林水産省はどのように考えているのか。

畠山和也君(共産)

- ・主要農作物種子法を廃止する理由として掲げられている「民間の品種開発意欲を阻害」とは、具体的にはどのようなことか。
- ・平成 19 年の規制改革会議地域活性化ワーキンググループで示された「奨励品種制度が民間の新品種の種子開発の阻害要因となっているとは考えていない」とする農林水産省の認識が変わったのはなぜか。
- ・主要農作物の種子に対する農林水産大臣の認識を伺いたい。

重 徳 和 彦君 (民進)

- ・諫早湾干拓事業の開門問題に係る和解協議に関して農林水産省が漁業団体の幹部に想定問答を示していたとの報道について農林水産大臣はどのように認識しているか。
- ・検討中の森林環境税（仮称）についてどのような仕組みが想定されるのか。
- ・違法伐採対策の国際的枠組を設けるべきではないか。

齊 藤 和 子君 (共産)

- ・既存添加物の安全性の確認状況はどのようになっているか。
- ・平成8年の「既存天然添加物の安全性評価に関する調査研究」において「安全性の検討を早急に行う必要はない」とされたアカネ色素の有害性が確認されたことに鑑み、既存添加物の安全性を早急に確認すべきではないか。
- ・食の安全・安心に対する農林水産大臣の認識を伺いたい。

2 特殊土地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案起草の件

- ・北村委員長から趣旨説明を聴取しました。
- ・衆議院規則第48条の2の規定により内閣の意見を聴取したところ、山本農林水産大臣から「特に異存はない」旨の発言がありました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもって起草案を成案とし、これを委員会提出の法律案とすることに決しました。
(賛成一自民、民進、公明、共産、維新、仲里利信君(無))

3 農業機械化促進法を廃止する等の法律案(内閣提出第22号)

主要農作物種子法を廃止する法律案(内閣提出第23号)

- ・山本農林水産大臣から提案理由の説明を聴取しました。

○山本(有)国務大臣 この法律では、まず、登録実施機関は、登録実施事務の実施に当たり、省令で定める基準に適合する方法をとるということが要求されております。二番目に、現在パブリックコメント中の省令案では、当該基準の一つとして、登録木材関連事業者が、少なくとも毎年一回、合法伐採木材等の利用を確保するための措置の実施状況、これを登録実施機関に報告を行うということが求められております。

さらに、本法では、国は、登録実施機関や木材関連事業者から、必要に応じて合法性確認の実施状況などについて報告徴収を行うことができるようにされております。

国におきましては、これらの措置によりまして、合法性確認の実施状況を的確に把握させていただいた上で、登録事業者や登録実施機関に対して必要な助言をするということによりまして、事業者による合法性確認の取り組みを定着させていくとともに、登録の推進を通じて、合法伐採木材等の流通及び利用の促進、これを図ってまいりたいというように考えております。

○重徳委員 ちょっと明確ではありませんでしたけれども、今後の目標を定めていく、そういった指針も指し示していくというようなお考えだというふうには捉えてよろしいですか。もっと明確な目標を定めていくのか。

○山本(有)国務大臣 まずは合法木材が優先するというような環境整備をしていくということをごさいます、登録実施機関というものや、また登録実施事務というものを正確に行うことを中心に整備をさせていただきまして、その上で、また実施状況などの報告徴収義務を課していくわけをごさいます、さらに必要なことがあれば、何らかまた措置を考えさせていただくというローリングになるわけをごさいます。

○重徳委員 現時点では施行前ですからその程度かもしれませんが、何らかと今おっしゃった中に、ぜひ、積極的に、これはグローバルな意味でも、そして現場の林業者の皆さん方のためにも、より厳格なルールの実行ができるように、実効性を高めていっていただきたいと思っております。御要望申し上げます、終わります。

○北村委員長 次に、斉藤和子君。

○斉藤(和)委員 日本共産党の斉藤和子です。

食の安全にかかわって、消費者団体の中でも問題になっている、聞きなれないんですが、既存添加物の安全性の問題について質問します。

WTO協定を受けた一九九五年の食品衛生法改正で、それまで天然添加物としていたものを既存添加物としてから二十二年になります。

当時、千五十一品目あった天然添加物は野放し状態で、消費者からも、天然添加物の安全性を確かめて食品添加物の指定をすべきだという声が出されておりました。

しかし、当時の厚生省は、一九九五年の食品衛生法の改正で、千五十一品目あった天然添加物を安全性のチェックもせず、全て既存添加物として食品添加物の中に位置づけています。当時、消費者団体からも抗議の声が出されました。

そこで、お聞きします。一九九五年の食品衛生法改正に際し、衆参の厚生委員会が附帯決議がなされています。この既存添加物に対してどのような附帯決議がなされているのでしょうか。

○馬場大臣政務官 お答えします。

一九九五年の食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律案に対して、衆議院におきましては、「食品添加物の指定及び規格基準並びに残留農薬基準については、国際的基準も考慮しつつ、科学的根拠による安全性評価に基づき指定及び策定を行うとともに、最新の科学的知見に基づき適宜見直しを行うこと。特に、既存の天然添加物については、速やかに安全性の見直しを行い、有害であることが実証された場合には、使用禁止等必要な措置を講じること。」との附帯決議が付されております。

また、参議院においても同趣旨の附帯決議が付されております。

○斉藤(和)委員 つまり、既存添加物について速やかに安全性の見直しを行い、有害であることが実証された場合には、使用禁止など必要な措置を講じるということが国会の意思として出されているわけです。

では、この附帯決議に沿ってどのような安全性の見直しがされてきたのでしょうか。また、安全性の評価がいまだにされていない既存添加物はどの程度残っているのでしょうか。

○馬場大臣政務官 お答えします。

平成八年度の既存添加物の安全評価に関する調査研究におきましては、既存添加物四百八十九品目について国際的な評価結果に基づき安全性の検討を行った結果、基本的な安全性が確認されていないなどから、百三十九品目については安全性の確認を迅速かつ効率的に行うべきとされました。

その後、百三十九品目につきましては、順次、国内外の試験成績を収集するとともに、新たに毒性試験を実施して得られた知見を踏まえ、毒性学等の専門家による意見を聞きながら、安全性の評価等を行い、現時点では百三十五品目について評価を行っております。残り四品目ということをごさいます。

また、現在、国際的な評価を含めた安全性評価がなされていない品目数は百十四品目であります。

○斉藤(和)委員 残り四品目というお話がありました。

二〇一四年、平成二十六年の「既存添加物の安全性見直しの状況」という表が出されています。これを見ますと、「基原、製法、本質等からみて安全と考えられ、早急に検討を行う必要はない品目」というのが百九品目あります。これは、平成八年度の厚生科学研究「既存天然添加物の安全性評価に関する調査研究」、林班報告書というふうに言われているようですが、で判断されたものが土台になっています。

このとき、当時、その厚生科学研究、平成八年の段階でアカネ色素はどのような評価になっていたのでしょうか。

○北島政府参考人 事実関係でございますので、お答えさせていただきます。

アカネ色素は、平成八年度の既存添加物の安全性評価に関する調査研究において、その当時入手できた各種安全性試験の成績に基づき評価が行われ、平成八年当時においては安全性の検討を早急に行う必要はないものと報告されております。

その後、平成十年にドイツで実施された発がん性試験により発がん性を疑われる結果が得られたため、国立医薬品食品衛生研究所において新たに発がん性試験を行った結果、発がん性の可能性のある結果が得られました。

これらの状況を踏まえまして、食品安全委員会において、アカネ色素については発がん性が認められ、ADIを設定できないと評価されたため、既存添加物から削除し、添加物としての使用を禁止したものでございます。

○斉藤(和)委員 つまり、平成八年の段階ではアカネ色素は安全だとされていたけれども、二〇〇四年、平成十六年段階で、遺伝毒性と肝臓への発がん性が認められているということで、使用を禁止され、削除されました。ですから、アカネ色素を安全だとしていた平成八年度の厚生科学研究の妥当性そのものが私は問われているというふう思うわけですが、

その平成八年の段階で早急に検討を行う必要がないとされた百九品目についても、早急に安全性評価が必要だと考えますが、いかがでしょうか。

○北島政府参考人 お答えいたします。

平成八年度の既存添加物の安全性評価に関する調査研究において、国際的な評価結果や欧米での許認可状況等を踏ま

え、基本的に安全性が確認されていないなど、安全性の評価が早急になされるべきとされた百三十九品目の既存添加物のうち、現時点では評価が終了していない四品目については、引き続き早急に検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、流通実態のないものにつきましては、安全性の評価を行うまでもなく、食品衛生法に基づき既存添加物から消除することとなっております。

また、御指摘のその他の既存添加物につきましても、安全性に係る情報の収集、検討を進めてまいりたいと考えております。
○齊藤(和)委員 その他に係る問題、つまり、早急に検討を行う必要がない百九品目についても検討を、今後安全性の確認を行っていくという答弁がありました。

これは非常に私は重要だと思えます。一番最初に附帯決議で読み上げていただいたところにも、「最新の科学的知見に基づき適宜見直しを行うこと。」というふうにされているわけです。科学の進展とともに新しい知見がわかれば絶えず更新される、そのもとの安全性を確かめていくということが必要だというふう思うわけです。

過去の知見に安住せずに、謙虚に安全性の評価を進めていくことが国会の決議でもありますし、その立場で既存添加物の問題も進めていくというお立場でよろしいでしょうか。

○馬場大臣政務官 お答えします。

既存添加物は、御指摘のとおり、平成七年の改正食品衛生法附則第二条に規定されているものであります。これは、改正当時既に添加物として使用されていたものの取り扱いを定めたものであります。特に時限を区切った暫定的な制度とされているものではないと理解しておるところであります。

また、食品衛生法においては、既存添加物については法第十条の規定は適用しないとされておりますが、しかし、委員御指摘のような点もありますので、既存添加物については、国内外の試験成績を収集し、その試験成績について専門家による評価を進め、その結果について公表を行うとともに、安全性に問題があると認められる品目や流通実態のない品目については順次販売、製造を制限し、また規格基準の設定を進め、添加物としての品質や使用方法等を規制していくこととしております。

こういったことにより、その品質や安全性を確保してまいります。

○齊藤(和)委員 品質や安全性を確保してまいるということですか。

既存添加物というのは、そもそも、食品衛生法の附則に、既存添加物に関する経過措置というところで位置づけられています。本来食品添加物は食品衛生法第十条に基づき指定をされているわけで、だからこそ、既存添加物も安全性をきちんと評価し、本来の指定制度の枠内に整理統合すべきではないかというふう考えるわけですが、どのように今後進めていくお考えなのか、明らかにしてください。

○北島政府参考人 お答えいたします。

既存添加物は、御指摘のとおり、先ほど政務官からお答えしましたとおり、平成七年の改正食品衛生法附則第二条に規定されているものでございます。これは、改正当時既に添加物として長年使用されていたものの扱いを定めたものであります。特に時限を区切った暫定的な制度としているものではないことから、法第十条の規定は適用されないという整理でございます。

○齊藤(和)委員 例外的にとして既存添加物が置かれている、それを私は整理統合して、しっかりと成分や規格、そして摂取量などもチェックをしていく、そういう方向にしていく必要があるのではないかとこのように考えるわけですか。

食品添加物の成分だとか規格を決めている食品添加物公定書、この第九版が出版される予定になってはいますが、既存添加物三百六十五品目のうち、ここに載らない、記載されない予定の品目は何品目あるのでしょうか。そして、本来、第九版公定書作成の基本方針でも、既存添加物などの規格を積極的に記載することとされてはいます。にもかかわらず、記載されないものがあるのはなぜなのか、今後どのようにしていくのか、ぜひ明らかにしてください。

○北島政府参考人 御指摘の第九版食品添加物公定書に記載される予定のない既存添加物は百五十二品目となる予定でございます。

食品添加物公定書への記載につきましては、その品目ごとに規格基準を設定する必要がありますが、そもそも天然物である添加物について、その特徴を踏まえ、含まれるべき成分とその量、色や形状等の物理化学的性質を決定する必要があること、また、流通している添加物を実際に入手して分析方法を開発する必要があることなどから、規格基準を定めるためには一定の時間を要するものもあります。

引き続き検討作業を進め、規格基準の設定を行ってまいりたいと考えております。

○齊藤(和)委員 百五十二品目あるというお話でした。

つまり、安全かどうか、現に使われているから大丈夫だということであれば、平成八年の段階で大丈夫だと言われていたアカネ色素は発がん性があるということがわかったわけですから、この百五十二品目も、現に使われているから大丈夫だということではなくて、やはり附帯決議にあるとおり、最新の科学に基づいて早急に行っていく。私たちの口に入っているという、ある意味お墨つきをつけているわけですから、その責任はぜひ感じていただきたいというふうに思うわけです。

最後に農水大臣にお聞きしたいと思います。

食品添加物は六次産業を推進する農業分野にもかかわる問題です。食の安全、安心について、ぜひ大臣の見解をお願いいたします。

○山本(有)国務大臣 御指摘の食品の安全確保、これに関しましては、農林水産省を初めとして、食品安全委員会、厚生労働省など関係省庁が一体となって取り組んでおるところでございます。

農林水産省は、食料の生産から消費までの段階におきまして、適切な安全性向上対策を策定し、普及を図るとともに、生産資材の適正使用を推進しておるところでございます。さらに、食品に対する消費者の信頼を確保するため、食品表示の適正化に取り組んでおるところでございます。

具体的には、食品中の有害化学物質・微生物の含有実態の調査、科学的な根拠に基づいた生産から消費までの必要な段階における安全性向上のための指針等の策定、普及、農業、飼料等の生産資材の適正使用のための規制、指導、食品表示法等に基づく適正な食品表示のための指導等を実施しております。

以上、食品安全についてはこれからも万全を期してまいりたいというふうに思っております。

○齊藤(和)委員 ぜひ、食は命にかかわる問題ですので、省庁を挙げて全体で取り組んでいただきたいということを重ねて強調して、質問を終わります。

ありがとうございました。

○北村委員長 次に、特殊土地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、各党間の協議の結果、お手元に配付いたしておりますとおりの起草案を得ました。

本起草案の趣旨及び主な内容につきまして御説明申し上げます。

特殊土地帯災害防除及び振興臨時措置法は、特殊土地帯の保全と農業生産力の向上を図ることを目的として、昭和二